

No. 11592

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(一月二十日發行)

監獄協會雜誌



第參拾參卷
第壹號

竹房造、〇〇四號
第一冊

典獄會議紀念攝影

新年の辭

論 說 在監人の情願權に就て

典獄 伊藤俊光

(一)

講演 演 桃山時代の文化

東京帝國大學文學部
講師文學博士

大 類 伸

(三)

統計 大正八年十一月中人出監並月末在監人員表外三表

甲 突 生

(七)

叢 書 時事だより

秋 田 渡 邊 圓 流

(二)

書 將來の監獄

The prison of the future (一)

姫 路 樹 田 明 義

(三)

醫務日記

豐 多 摩 勝 岡 廓 善

(四)

戒護力の能率増進に就て

典 獄 有 馬 四 郎 助

(五)

予は看守諸君と語る

巢 鴨 大 原 虎 夫

(六)

作業に關する時事片々

福 岡 荊 屋 老 龜

(四)

藥 籠(一一)

巢 鴨 大 原 虎 夫

(五)

信 高知監獄十五年以上勤績者表彰

巢 鴨 大 原 虎 夫

(五)

報 逃走受刑者逮捕其他—叙任—會報

巢 鴨 大 原 虎 夫

(五)

報 逃走受刑者逮捕其他—叙任—會報

巢 鴨 大 原 虎 夫

(五)

次 目

論 說 在監人の情願權に就て……………典獄 伊藤俊光……………(一)

講演 演 桃山時代の文化……………東京帝國大學文學部 講師文學博士 大 類 伸……………(三)

統計 大正八年十一月中人出監並月末在監人員表外三表……………甲 突 生……………(二)

叢 書 時事だより……………秋 田 渡 邊 圓 流……………(三)

書 將來の監獄—The prison of the future—(一)……………姫 路 樹 田 明 義……………(四)

醫務日記……………豐 多 摩 勝 岡 廓 善……………(五)

戒護力の能率増進に就て……………典 獄 有 馬 四 郎 助……………(六)

予は看守諸君と語る……………巢 鴨 大 原 虎 夫……………(四)

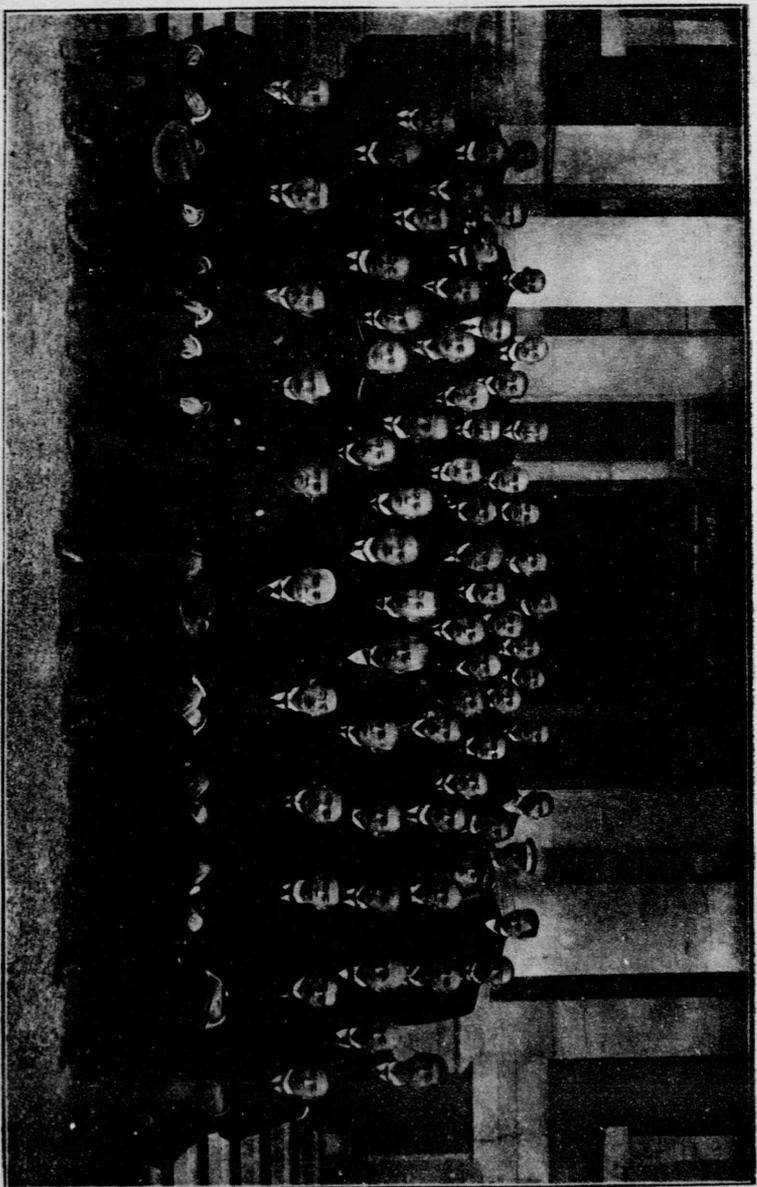
作業に關する時事片々……………福 岡 荊 屋 老 龜……………(五)

藥 籠(一一)……………巢 鴨 大 原 虎 夫……………(五)

信 高知監獄十五年以上勤績者表彰……………巢 鴨 大 原 虎 夫……………(五)

報 逃走受刑者逮捕其他—叙任—會報……………巢 鴨 大 原 虎 夫……………(五)

報 逃走受刑者逮捕其他—叙任—會報……………巢 鴨 大 原 虎 夫……………(五)



監獄協會雜誌第參拾參卷第壹號

新年の辭

大昊規を執て斗柄庚申に移り、瑞氣四海を罩めて、祥靄山川に盈ち、皇基益々固く、國權永へに伸ぶ、吾人は此光輝ある平和の年頭に於て先づ虔んで、寶祚の無疆と帝國の隆運とを頌し併せて會員諸君の清康を祝せずんばあらざるなり。

回顧すれば曠古未曾有の大戦も既に終を告げて茲に第二次の新歳を迎ふるに至りしは洵に慶すべきことなりと雖も久しきに亙る戦争の餘禍未だ全く癒へざるのみならず戦時中社會各方面に現出せる精神上竝に物質上の變動は容易に消除せずして頗る險惡の狀を示し、生活難の叫喚は益々國民生活の不安を招き奢侈

の悪風は都鄙を襲ひて射倖的禍熱率土に及ばんごするの兆あり、之を一般社會に見るも將我獄界の前途に考ふるも増々多事多端にして正に大に參劃施設を要すべきものあることは吾人既に舊臘の誌上に之を敘述せるを以て之を詳説せず。

新に沐するものは必ず冠を弾き、新に浴するものは必ず衣を振ふさか、吾人は一年の計を畫すべき此新歳の劈頭に於て再び敍上の數言を陳して會員諸君の熟慮と奮勵とを望み、吾人も亦驥尾に附して努力を效し以て聊か貢獻するところあらむとす。

時下猛冬寒氣肌を刺し流行性感冒益々猖獗を極む、茲に重ねて會員諸君の幸福を祈り、以て新年の辭と爲す。

論 說

在監人の情願權に就て

典 獄 伊 藤 俊 光

我監獄法は其第七條に於て在監人に對し監獄の處置に不服あるときは司法大臣に情願書を提出することを許容せり而して情願書は本人に於て封書とし提出せしめ監獄官吏は之れが披閱を許さざるを以て果して如何なる事項に就き不服あるやは固より之を知り得べきにあらず惟ふに人權を尊重するは立憲國家の要義にして受刑者と雖も苟も不法不理の處置を受くるときは速に之を救濟するの途を開き以て官吏の暴横専恣に泣く不幸あらしむべきにあらず凡そ受刑者は刑罰に因り意思の自由を褫奪せられ法權に對し絶對の服従を強制せらるゝものにして如何なる社會上の位地身分を有するに拘らず監獄なる別天地に在りて最も柔順なる態度を持し法權の下に服従するの餘義なくせられれば彼等受刑者が自己の利權を伸張し得べきは惟此司法大臣に對する情願書竝に巡閱官巡閱の際に於ける情願あるのみにして固より當然の規定たるは論を待たざるなり

然り而して此情願權なるもの果して能く適當に行使せらるゝや否やと問へば實際の事實は必ずしも

然らずして彼等受刑者の爲め往々濫用せらるゝこと甚だ多きが如し情願者の種類を區別して之を看れば(一)監獄内にも一種訴訟狂に類するものあり彼等は情願せんが爲に情願するにありて別に情願に就き確然たる目的旨趣の存するにあらず一たび情願却下の運命に遭遇することあるも平然として之を顧みざるを常とす(二)又一種の虚栄心より出で情願を爲すものあり情願を以て官吏に屈せざるの勇氣あるものとし以て私に之を誇るの色あり情願者の多くは此種類に屬するものとす而して斯る儕輩は尙之を恕すべし(三)其奸猾點詐の甚しきものに至りては一たび自己の要求にして許容せられざるに於ては直に情願書の作成を請ひ暗に情願を以て武器と爲し官吏を脅威せんと試むるもの無しとせず蓋し情願の有無多少の如きは固より其監獄の成績を卜すべきにあらざれども情願書提出の頻繁なるは或は誤解を招くの虞無しとせざるを以て人情として何人も情願を歓迎するものなし彼等即ち此人情の弱點に乗じ監獄官吏を困惑せしめ因て以て其不當の希求を達成せんことを企圖するにあり其狡猾真に惜むべしとす

惟ふに既に情願の途を開き受刑者をして任意の情願を爲さしむる以上は多少の弊害の生ずるも復止む事を得ずとするも真面目の情願者殆んど晨星の寥々に異ならずして情願權の濫用者其大多數を占むると云ふが如きは決して看過すべきにあらざるべし吾人の從來取扱たる情願件数は恐らく五六十件に降らずと記憶せり而して情願の結果中央當局の注意を受けたるもの纔に一件あるのみにして其他は悉く情願の理由無しとして却下せらる吾人の經驗内に於て斯の如しとせば事の大體は之を推測するに難

からず是れ豈に我監獄法が情願權を附與したる精神ならんや其情願狂の種類に屬するものは例外として看過し又他の受刑者に對する虚栄心より出たる情願者の如きも姑く之に假借すること必ずしも敢て不可なし然れども情願權を利用して官吏を脅威して自己不當の希求を満足せんとするに至ては當に其情の憎むべきのみならず其弊や行刑の真面目を失はしむるの虞れあり決して之を恕すべきにあらずと思惟す

抑自由刑の執行は森嚴なる紀律の確保に待たざるべからず苟も紀律の確保に缺くる所あらんか行刑の眞面目は破壊せられ法の威嚴は地を拂ふて去るに至らん夫れ行刑の實際にも正權の二道あり監獄政策として時に變通の術無かる可らずと雖ども紀律の確保は自由刑の骨髓にして決して之を缺如するを許さず然るに性格最不良の受刑者中には其監獄生活に慣熟せると其狡猾なる手段とを利用して自己不當の要求を充し以て森嚴なる紀律の外に逍遙せんと圖り種々の口實を設けて或は教誨師に或は監獄醫に復或は看守長看守に對し種々の欲求を爲し一方に拒絕せらるれば更に他方に向ひ百方術數を弄して其目的を遂行せんとす而して其目的の如く許容せられざるに於ては其甚しき者に及んで遂に名を情願に藉り官吏を脅威せんとするに至るものとす

吾人は在監人の情願權を尊重するに於て決して人後に落ちんと信す従つて之れが取扱に就ても寧ろ寛大ならんことを欲するものなりと雖ども上來説述せしが如き情願濫用中の濫用者に對しては嚴重に之を取締るべき必要ありとするものなり普國監獄則は此點に關し其第七十七條第五號に於て規定し

て曰はく

謂レナキ情苦ヲ申出テタル四人ハ監督官廳ニ於テ之ニ懲罰ヲ科スルコトヲ得 (谷田法學博士編纂
獄制研究資料一七二頁)

案するに既に情願の權利を認め之を許容したるに於ては一方に其濫用せし者に對し之を責罰するは至當の規定と謂はざるべからず然るに我監監法竝に監獄法施行規則は其に何等罰則の點に言及せざるを以て縱令如何なる情願書を提出するも全然制裁の加ふべきものあらずとせざるべからず是れ豈に法の不備にあらずとせんや固より縱令法規に於て制裁の明文なしと雖も實際に於て之を取締ること自ら其手段なしとせず彼れに權謀術數あれば我亦之に應じて術策の施すべきあり必ずしも規定の力に依頼するを要せざるが如しと雖も然れども斯の如きは詐を以て詐を打ち術を以て術を制するのみ其旨趣の至公至正ならざるのみならず其結果や知るべきなり加之法文を以て之を明示するときは彼等又憚る所あり自然情願濫用の弊を豫防するの利あり吾人は我邦に於て之れが取締の方法として普國と同様情願權濫用者に對して罰則を設置せられんことを希望せざるを得ざるなり

講

演

桃山時代の文化

東京帝國大學
文學部講師

文學博士 大

類 伸

君

一、
私は歴史を専門に致して居るものでありまして、法律政治の方面には全く無關係でありますから、今日お招きに與かりましたもどう云ふ事をお話したら宜しいか分らないのであります。併し全く畑違ひの話でも宜いと云ふ事でありましたから、先づ「桃山時代の文化」と云ふ題を選んだ次第であります而してそれも主として美術の方面からお話を致して見やうと思ひます。

先づ桃山時代と云ふのはいつ頃であつて、どんな時代であつたかと云ふ事を一應申上げて置かうと思ひます。是は皆様も御承知でありませうが、今から三百年程前で、足利時代の次、又徳川時代の前の時代であります。年代を申しますと、西暦一五九四年から一五九八年頃まで、約五年間で非常に短い時代であります。即ち秀吉が伏見桃山城に居つた時代を指して云ふのです。併し桃山城に秀吉が居つたのは五年間で短いのでありますが、其時代に現れて居る時代の趨勢は、ずつとその以前から、

をして又その後まで續いて居たのでありまして、其趨勢が現れ、それが段々に發展して、更にそれが衰へて來ました其永い變遷の間を考へて見ますと、單に五年間だけではありませぬので、約六十年間にも互るのであります。若し斯う云ふ風に桃山時代を見て來ますと、その時代も非常に擴大されて來るのでありまして、今申しました年代の十倍にも當るかと思はれます。即ち西曆一五七〇年頃から一六三〇年頃までも含ませて宜いだらうと思ひます。凡そ文化史上の現象は、いつからいつまでと年代を限つて明確に申す譯には參りませぬから、漠然と以上約五六十年の時代に就てお話をする考であります。

更に此桃山時代はごういふ時代かと申しますと、一般に非常に大規模な文化が行はれて居つたので、現代のやうな行詰まつた時代から考へると實に自由な時代であつたのであります。現今の時代は行詰まつた、所謂滿員の時代でありまして、電車に乗つても滿員、役所に入つても滿員で頭が岡へて居る、學校に入つても頭が岡へて居ると云ふ有様であります。斯う云ふ風な滿員で行詰まつて居る時代に於ては、やがて大變動が起つて來ることと思はれるのであります。桃山時代は、恰度行詰まつた時代の後を承けた大變動の時代であつたのであります。

桃山時代の前は足利時代であります。足利時代の末は戰國と呼ばれて大動亂の時代であつたのであります。鎌倉時代から引續いて來た趨勢がすつかり行詰まつてしまつた極、それが足利時代の末に至つて爆發して大動亂となつたのであります。それを歴史上に於て下剋上の時代と申して居ります。

下剋上の時代とは、下の者が上の者に剋つと云ふ意味で、今迄低い地位に居つた者が忽ち高い地位に上る。草履取りが一躍して關白になると云ふやうな時代が茲に現れて參りました。恰度大暴風雨が起つたやうなものであつて、其大暴風雨が過ぎ去つた後に非常な快晴な心地よい天氣となつたのが桃山時代であつたのであります。

桃山時代以前に於きましては、日本は小國に分立して居つて、大小名が處々に割據して居つたのであります。其分立的の日本が桃山時代に入つて統一的になつて、茲に全く新時代が開け、新天地が開けると云ふやうな譯でありました、その時代は如何にも自由であつて、無拘束な時代であつたのであります。昔から自由狼藉と申しますが、此自由狼藉なる言葉は、今から思ふと如何にも悪いやうに見えますけれども、昔は敢て悪い意味に使つた譯ではないと思ふ。今申しました無拘束と云ふ意味で使つて居つたものであらうと思ひます。而して此新しい時代を最も能く代表して居つた者が、即ち秀吉と云ふ非常に大きな人格であつたのであります。

二、

そこで桃山時代に於ける文化の特色を一寸申して見やうと思ひます。其の特色をまづ政治の方面から申しますと、今迄處々に小領土が分立して居つたものが、茲に統一が行はれることになつた。段々社會生活が一點に集中する有様が現れて來まして、其結果立派な城廓なるものが現れて參つたのであります。徳川時代に於ける諸大名の城は、多くは桃山時代に出來たと云つて宜しいのです。桃山時

代以前に於ては、城廓と云つても非常に小規模なものであつたのです。而かも其小城塞が各處に散在して居つたものが、一點に集められる様になつた、それが桃山時代から徳川時代に於ける立派な城廓であります。而かもそれが單に大きくなるばかりでなく、又壯麗なものにもなつて來たのであります。單に軍事上の意味のみでなく、美術的裝飾と云ふ意味も此中に餘程入つて來たと思ふ。普通の城塞と云ふのでなくして屋敷をも兼ねることとなつたのであります。

又經濟の方面から申すと、桃山時代以前に於ては農村が主となつて、それが社會生活の中心であつたのであります。それが桃山時代に入つて來ると、社會生活が段々一點に集中して來て町と云ふものが現れて來ました。さうして其町へ大勢の人々が集まつて參つた、而して茲に於てか城下町が現れて來たのであります。一體日本に於きまして、町の發達したのは新らしいことでありまして、先づ桃山時代から發展して來たと言つて宜いと思ひます。併し町と云つてもそれ等は城廓の周圍に發達したので、所謂城下町であります。かく町が發達したばかりでなく、更に一方に於ては金銀が非常に増加して來ました。日本に鑛山の採掘が流行したのは桃山時代であつたのです。鑛山には水平線がある、其水平線まで掘つて行つたのが桃山時代である。つまり桃山時代に至て鑛山採掘は或程度まで極めることゝなつたのでして、それよりも更に一步を進めて水平線下を掘つて行つたのは徳川時代であります。兎に角桃山時代には鑛山の採掘が流行したので、日本に金銀が非常に増加したのであります。茲に於てか自然町民が跋扈して來ました、つまり成金が多く出來た譯であつたらうと思ふ。此時代に於ける

英雄は、何れも皆金銀を利用し、其の力を背景として活動して居るのでして、決して武力ばかりで以てあれだけの勢力を得たものではない。併し大體に於て武士は米を主とし、町人は金を主としたので、米と金とが兩々相對して居つた譯であります。是が先づ經濟方面から觀たる桃山時代の一の特色であります。

三、

次に宗教上に於ても新らしい形勢が現れて居ります。即ち基督教が流行して來ました。基督教の入つて來ましたのは桃山時代の前西暦一五五〇年代でありまして、是が流行するに至つたのは桃山時代であります。是が日本の政治上に非常なる變化を及ぼしたのであります。それから又宗教とは全く違つた方面でありますが、鐵砲が入つて來ました、さうしてそれが非常な勢で流行し、軍事上に著しい變化を與へることになりました。

斯の如く動搖の後を承けた時代に於ては、新事物を好むと云ふ風が流行して居つたらしいのであります。新事物に向つての感受性が非常に強くなつて居つた。耶蘇教が日本に參りましたのは一五五〇年でありまして、それが二三十年間に非常に流行して、日本全國に弘まつてしまつたのも、矢張り時代の然らしめた所と思ひます。此時代に於ては日本人は、外國人を餘り虐待しては居りませぬ。非常に寛大に扱つて居つたやうに思ひます。外人であるから別物扱ひにすると云ふ風は一向見えませぬ。是は畢竟時代の氣風が自由闊達があつた爲めと思ひます。

歸つて考へますと、日本に於ける宗教は、ずつと昔に於きましては、神道があつたのでありまして、次に佛教が入つて來た次第であります。さうして其佛教が日本に於て非常に流行することになりました。佛教が日本に流行した理由は色々ありませう、信仰上からして佛教でなければいかぬと云ふやうな傾向もあつたのでありませう、併し其以外にもつと重大なる問題があつたのではないかと思ひます。日本に佛教が入りましたのは今から千五百年ばかり前かと思ひますが、其頃に於て佛教を弘めるに最も努力されたのは聖徳太子であります。太子が佛教をお弘めになつた理由を考へますと、日本と云ふものを國民的に固めて行くには神道は非常に都合が宜いのでありますが、日本が更に進んで世界の發展をして行くには、神道では都合の悪い事があつたのではないかと私は考へます。はつきりは分りませぬが、恐らくはさう云ふやうな意味があつたのではなからうかと思ふ。日本を統一して海外の大國に對抗しつゝ、發展して行かうと云ふには、佛教を以て國民を統率するのが都合が宜いと云ふ意味で、佛教をお弘めになつたのであらうと思ふ。

所が桃山時代になりました。耶蘇教と云ふ新しい宗教が入つて參りました。あの時代の耶蘇教は天主教でありまして、是は一方に非常に政治上の野心を持つて居たものでした。若し當時の天主教が日本に弘まれば、日本の政治的統一を危くする虞れがあつたのではないかと思ひます。若しこの時に耶蘇教が政治的野心を持つて居らなかつたならば、もつと耶蘇教は流行した筈でありませう。従て一時耶蘇教は非常に流行しましたが、其後禁制になつてしまひ、更に徳川幕府になつては儒教の思想を以

て統一することになつたのであります。江戸時代は大體に於て儒教に依つて統一せられたる時代と言つて宜しいと思ひます。それでありまして自由が無くなつて、如何にも窮屈な時代となつたのがそれが徳川時代であります。而して其の直ぐ以前に最も自由な時代があつたのが、今お話しして居る桃山時代なのであります。

四、

桃山時代は、以上申述べましたやうに如何にも自由闊達な時代でありますから、其時代に於ける色々の出來事も、或は文明も、非常に自由な、大きい、ゆつたりとした氣分に溢れて居りまして、現代の如き行詰まつた時代から考へますと洵に羨しい位であります。それで私は今その文化のお話を致すのであります。桃山時代の文化と申しましては色々の方面がありますが、私は主として美術的方面から申して見たいと思ひます。建築、彫刻、繪畫、この三つに就てお話しして見る考です。

桃山時代の文化を、一口に申しますると如何にも豪壯な風があるのであります。又如何にも大規模なゆつたりとした趣があります。而かも其中に一方に於ては上品な風がある。それから又一方に於ては華々しいと云ふやうな趣もある。それを今造つて居るものに就てお話ししますが、其主なる場所を申しますれば京都の聚樂第、伏見桃山城、醍醐三寶院、西本願寺、高臺寺、竹生島、大徳寺等で、之に就て段々お話しして見たいと思ひます。

聚樂第

是は秀吉が造つた屋敷構への城でありまして、非常に壯麗なものであつたらうと思ひま

すが、是は今遺つて居りませぬ。瓦は貼金瓦が使つておりまして、金が一面に貼つてあつたと云ふので、如何にも美しいものであつたらうと思ふ。さうして此時代のものには太閤桐と申して、巖斯う云ふ桐の紋が到る處に使つてあります。聚樂第は遣つて居りませぬが、其一部であつたと云ふものが處々に遺つて居ります。而して遣つて居る門などを見ますと柱などは實に太いものが使つてある。今見ますと寧ろ不格好でありますが、其時分には普通に思はれて居つたのでありませう。伏見の御香宮の門が桃山城の門であつたと云ふことで、それなども實に不格好なものであります。併し非常に立派なもので、いかにも豪壯の趣に富んだものです。

醍醐三寶院、是は矢張秀吉が造營した寺で非常に立派なものであります。此寺の本堂の方は左程注目することはありませぬが、立派な門があるのであります。それを見ますと其時代の風が如何にも能く現れて居るのです。小さな門でありますが其扉に菊と桐の彫刻があります。其桐が非常に大きなものでありまして、四尺四方位もありませうか、見ても實に心持が良いのであります。それから此の寺には屏風がありますが、是が立派なものであります。普通之を桃山の百双屏風と云つて居ります。百双あつた譯ではありますまいが、地が赤で、それに大きな桐の葉が白く描いてあるので非常に壯快なものであります。此桐の大きさは矢張四尺四方位もありませう。それから櫻も描いてあります。併し此屏風は新しいものでありまして、恐らく是は元祿時代の物であらうと云ふことであります。長谷川等書と云ふ人が描いたと云ふので、新らしひものでありますが、併し桃山風の豪宏な趣味を發揮

したものであります。

桃山時代の建築は屋根に多く唐破風を用ゐて居ります。桃山時代以前に於ましては破風と云つても普通の形でも、斯う云ふ形になつて居ります。それが桃山時代になると唐破風と云つて緩い曲線を描いた斯う云ふ形をして居まして、それが如何にもゆつたりした趣に富んだもので、桃山時代の氣風をよく現して居るやうに思ひます。唐破風は桃山時代から流行したものでありまして、其以前には多く見えませぬ。あの宇治平等院の鳳凰堂は藤原時代の建築で、普通の破風であります。これも桃山時代の唐破風とを比較して御覧になると、そこに氣分の相違即ち時代の相違が見られるのであります。

尚醍醐三寶院に於て御覧になるべきものは、座敷の襖繪であります。其繪が如何にも良いので、春夏秋冬の四季に分けて柳を描いてありますので、狩野山樂が描いたと云ふのであります。眞偽は分りませぬ。又床の間に大きい杉が描いてあります。唯一本の杉が描いてあるので、如何にも見て心持が良い。それから破風に桐の紋が切つてある、是は大きい桐ではありませぬが、立派なものであります。一切の金具が桐の紋でありまして、大きいのも小さいのも色々ありまして、如何にも皆立派なものでありまして、寺全體の氣分が太閤桐に依つて統一されて居る感じがします。

竹生島、こゝにもなか／＼立派な建築があります。之も桃山城のものを移したのだと云ふことであります。眞偽は分りませぬが何れにしても桃山時代の建築であることは疑ひないのであります。

其内部を御覽になりますると格天井になつて居ります。それに桐の繪が描いてありますが、此桐が非常に大きいので一寸見てはさう大きくは見えませぬが三尺四方位はあらうと思ひます。今は眞つ黒になつて殆ど見えないのであります。さうして其周圍に立派な彫刻が一ぱいにあるのであります。それから梁があります、是が唐破風と同じ式で、桃山時代のゆつたりとした風を現して居るので、如何にも良い感じが起ります、彫刻も立派なものがあるのであります。此外にも色々彫刻物があるのであります、三四尺位の羽目に唐草が彫つてありまして、其彫り方が深く、



斯う云ふ風に鑿に十分力が籠つて居ましていかにも心地よく感せられます。それから又柱

に蒔繪があります。又框に貝模様の蒔繪があるのであります、圖にある如く貝から房のやうなものが出て居りまして、是が又如何にも優しい又悠揚とした氣分に充ちたものです。一體具を模様に使つて居るのは日本に少くないやうで、又巧に使つて居るのであります、それが多く桃山時代に始まつて居るかと思はれます。此處にも唐破風がありまして華麗な彫刻が施されてあります。



五、
京都高臺寺 此處にも桃山時代の遺物が澤山遺つて居ります。是は東山の麓にある寺でありまして、秀吉の奥方の祈願に依つて建てられた寺であります。奥方を高臺院と申したので高臺寺と云つたのであります。此處に在ります物は、豪壯ではなく寧ろ優美の趣味に富んだ物が多いのであります。

遺つて居る美術品は多く蒔繪でありまして、高臺寺蒔繪と普通申して居ります。それ等は今迄お話しした物とは違つて如何にも女性的の優しい物でして、机、膳の類が遺つて居りますがそれには立派な蒔繪があります。但し優美とは云つても無論一面には豪壯な時代の氣分が微見えて居ります。それから厨子がありますが、其扉の蒔繪が頗る立派なものであります。それは芒が描いてあります、其芒の穂が一寸變つて居る



ので、そこにも亦如何にもゆつたりした氣分が現れて居るやうに思ふ。芒の穂の描き方にも色々ありませうが、普通は斯

う云ふ風になつて居りますが、それが高臺寺のは斯う云ふ風に穂先が曲つて居る所に、如何にも重々しいやうな趣があり、又一種の面白味が感せられるのです。高臺寺には硯箱があります、其蓋に蒔繪があります。是は桃山時代の物ではなからう、もつと新らしい物で徳川時代初期のものと思ひますが、併し桃山趣味の物でありまして、光悦の作であると謂はれて居ります。



西本願寺 京都西本願寺の構内に飛雲閣と云ふ建物がありますが、之も桃山城内の御殿であつたと謂はれて居ります。そこには前に申しました唐破風が著しく現はれて居りまして、建物全體を足利時代の建築と比べますと大變相違して居ります。有名な金閣寺銀閣寺は足利時代の物であります、是は一棟になつて居ります。所が此飛雲閣になりますと澤山の棟が集まつて居ります、斯う云ふ所にも桃山時代の集中傾向が現れて居るやうに思ひます。又こゝには唐門がありますが、是が又

非常に立派なものでして、特に大きな唐破風を用ひ、又澤山に彫刻を用ひて居ます、而して其彫刻が皆優秀な傑作であります。一體彫刻と建築とを一緒に併せて用ゐる風は桃山時代が始たと云はれて居ます。その以前に彫刻はありましたがも建物は別に居つた風があります。それが一緒に居つて来たのが桃山時代で、時代の趨勢たる統一と云ふ事が其邊にも現はれて居る次第なのです。それから唐門の欄間は透し彫になつて居りますが、栗鼠と葡萄の彫刻でありまして、何となく西洋趣味のものであります。恐らくは西洋の影響でも受けたのではないかと思はれるので、他に比較しますると、如何にも新しいと云ふやうな感じがあるのであります。

大徳寺

此處にも立派な唐破風の門があります。

殿島

殿島にあります大經堂、是が桃山時代の建物で、如何にも豪壯な武骨なものであります。

六、

更に一般に互つて桃山時代の作物、遺物に就て申しますと、以上の建築、繪畫、彫刻等の外に工藝品では襖の金具などにはなかく優秀の作があります。又桃山時代の屏風と云はれるものは處々にあります。併し多くは桃山時代に出來たものではなく、たゞ桃山風のものでして、寧ろ徳川時代の初めに描かれたものであらうと思ひます。桃山時代に出來た繪と、徳川時代に出來たものを比較しますと、特に繪畫などに於きましては、徳川時代になつて桃山風に描きましたものの方が抜けて居

るやうであります。似寄つては居りますが、桃山時代に出來たものは、度々申します通りゆつたりして居りまして、如何にも悠揚たる伸び／＼した氣分があるやうに思ひます。さうして又何處かに強い力が籠つて居ります。例へば海北友松の描きました梅と牡丹の繪がありますが、それなどを見るに如何にも力が入つて居ります。又狩野山樂の描いたものに、襖でありまして、金地に一本の杉が描いてある、之などは實に力が入つた立派な作です。更に力の入つたものになりますと山樂の師匠の狩野永徳の描いたものは一層強い力が現はれて居ます。それは矢張六曲屏風に一本の杉を描いたのであります、其杉の幹が四尺位もあらうと思はれるので、實に豪壯の趣を極めたものであります。併し其代りに幾分か不恰好で又不自然だと云ふ議は免かれますまい。

尙永徳の描いた蒔繪の燈があります、これは稻穂を描いたものでして、それ等を見ても如何にもゆつたりした氣分が味はれるのであります。又宇治平等院にあります唐破風の屋根に藤の花が彫つてあるのであります、是等も非常にゆつたりした氣分が漲つて居ります。

前に一寸申しました殿島の社殿は平家の時代に出來たので、今から七百年位も前であります。併し昔の物は幾度も焼けて今は遺つて居りませぬので今在るのは新しい建物であります。けれども昔の式に倣つて造つたのでありますから如何にも優美な趣味に満ちたものであります。此殿島には平家の一門から納めた經文があります。清盛以下一門の者が書いたので、卷物の始に繪があつて次に經文が五色で書き分けてあるので如何にも繊細な優美なものであります。之には平家時代の趣味が現れて居

ると思ひます。斯う云ふ優美な女性的の物の傍に、それとは全く趣を異にした如何にも豪壯な物があるのではありません。其豪壯な物とは前に申しました大經堂でありますが、是は桃山時代の建築でして、如何にも武骨な柱なども太い大きい物が使つてあり、又天井を見ても頗る頑固な物であります。此の様に一面には平家時代の優秀な趣味を發揮して居ると共に、それから四百年を経た桃山時代の頑固な豪壯な産物が相列んである所に時代の相違を思はせるのであります。

上に述べました如く桃山時代の趣味は如何にも豪壯であり又華麗であり而して一面には自由闊大の風に富んで居つたのであります。是は其時代の半面がそこに現れて居ればこそ、さうなつたことと思ひます。今日のやうな行詰まつた時代から翻つて見ますと如何にも羨しく感ぜられます。元來人生は一面に於て非常に嚴肅な所謂せち辛いものです、併し又他の一面に於て非常に趣味に富んだものです。此の趣味こそはせち辛い人生に對して調節作用をするもので、人間の生活は之に依て豊富にされる次第であります。犯罪と云ふ様な人生の暗い方面に關係ある方々の前で今日桃山時代の文化のお話をしましたのも決して意味の無いことゝは思ひません、殊に現代のやうな行詰まつた時代に於ては、一面に於て趣味に富んだ者の文化を忍ぶの必要かと思つて御清聴を煩はした次第であります。是で講演を終ります。(完)

本講演の後半は寫眞繪畫類を示してそれを説明したるものなれば、本文のみを觀るゝ方には興味少かるべき處あり、念の爲め此の旨を附記す。

統計

統計

○大正八年十一月中入出監並月末在監人員(△減)

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	總計	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
					現在	減	現在	減	増減	増減		
五二、四一五	三、九五五	二二三	二四	五八、〇四二	五二、四一五	五二、四一五	五二、八八四	△一四三	△	△	△	六二二
三、四二八	三、八二二	二四九	七	七、三六八	三、四二八	三、四二八	三、九五五	△三八四	△三	△	△	四七五
二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	△一三	△	△	△	八七
五四、五五七	二、〇六〇	四〇九	七	五八、〇二九	五四、五五七	五四、五五七	五八、〇二九	△一五	△三	△	△	九八七
二、〇六〇	七、七七七	四〇九	七	二、〇六〇	二、〇六〇	二、〇六〇	二、二三一	△二六	△	△	△	一九七
七、七七七	八、三一八	五、〇七六	八	二〇、六一七	七、七七七	七、七七七	五、〇七六	△六〇	△二六	△	△	一八四
七、七七七	八、三一八	五、〇七六	八	二〇、六一七	七、七七七	七、七七七	五、〇七六	△六〇	△二六	△	△	一八四

○大正八年十一月末日在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
小	男 一、三〇〇	女 計	男 計	女 計	男 計
大	男 一、一五〇	女 計	男 計	女 計	男 計
合計	男 二、四五〇	女 計	男 計	女 計	男 計

譚叢

○時事だより

▲東京 の元旦は近年稀なる快晴にて、朝來枝を鳴らす時津風もなく、四洋波靜かに萬世まで契り更はらぬ、大内山の常緑の松の翠を背景として、初日の光り彌や映え榮へ、参賀の文武百官、何れも正装にて綺羅星の如く、陸續として参内する様は平和の御代の春として、御稜威のいさ高きを覺へしめ、二重橋前には此日軍用鳩試験始めとして、百二十羽の鳩を一齊に放たれ、彼等の一群は一旦中天高く揚り旋回又た旋回鷹をこ輝き互る松の木間に影を没し其飼養所なる中野さして飛翔し去つたが、早きは十分遅きは十五分を費やして歸着したと云ふ、天には御代を壽ほぶ平和の靈鳩飛び地には寶祥を祝ふ高官走る、之れが長へに我國の上と下とを祝福する平和の瑞光なりとは、げにも喜ばしき限りにこそ、

▲名刺

交換會は例によりて監獄協會内に行はれた、時節柄實業を極めたものであつたが、孰れも暗れ々しい元旦気分は滿面の希望を深はせ、馳せ参ぜしは谷田局長を始めとし、會する

ともあるべし、又た云ふが故に誤解を招き人も吾をも騙ひするに至る也、若夫此三誠にして能く躬行實踐せられんが、少くも一身の保護は確か也と云はざるべからず、されど其消極的なるは言を俟たざるが故に、今の年少銳氣の青年者に歡迎せられざるは道理ならんも、封建時代の後を享けたる舊式の空氣に觸れる者には、兎角に干支の御幣を増ぐ者多く、所謂庚申樓主義に陥るが故に従て此等消極主義の教訓にも權威ありし所以を見るべく、即ち之れ當時の時代を代表する金訓にてありき、

今や則ち然らず、此の如き消極的教訓は既に今日の時代が許さるる也、吾人は深く並に鑑みて断然斯かる御幣増きを止めると同時に、封建時代の産物なる此消極的三誠訓を捨てざるべからず、之れ洵に止を得ざると也、何を以て之を云ふ曰く今は變革の世界にして何事も改造進歩向上成長を之れ旨とし、萬物悉く積極主義に由らざれば國さしても人さしても生存不能はざる秋となりたれば也、殊に我國は大奮闘の覺悟を以て前途を開拓せざるべからざる必要に迫りつゝある今日なれば、一日も舊式の三誠訓にて安んずるを許さざる事情あるは、蓋し識者を俟つて後知るべきに非ず、故に今後は彌々進取の氣象を狂んにして、大に見、大に聞き、又大に云ふべきこそ最も時代に適する處世訓たり得べし、若し夫れ、廣く見聞せざらんが智識上何の得る所もなく、叙ち落伍者となりて國さしても人さしても、到底新世に立ち能はざるの外なきに至る、豈に怖れざるべけんや、

者約五十番く賦務の要部に當る人々にて充たされてあつた、體て祝宴に移り席定まるや北島主席開會の辭があり、次で金色燦爛たる大禮服に身を固めた谷田局長、やから身を起して肅然たる態度に衷心の喜悅を包み得ず、ニコニコ顔にて新年の挨拶をせらる、辭は懇懇を極め意は情理を盡し滿場轟として水を打ちたる如く、述べ了て杯を舉げ、兩陛下の萬歳を三唱せられ、外皆之に和し後ちに會衆一同も局長閣下の萬歳を唱へ、杯を舉げて健康を祝した。席は再び嬉語歡笑の坐に返り獻酬盛んに、交雑十二分滿面紅を呈して参々伍々退散隨意であつた、挨拶の大意は左に、

長れながら毎年の元旦に、龍顏を拜するを吉例とするに、舊儀より聊か御不例に涉らせらるゝやにも親はれ、本年の吉例如何やと案ぜられざるに非ざりしが、幸に今朝拜する所によれば、兩陛下御二方とも龍顏殊の外御麗はしく、何等懸念を要せず益々御健勝に涉らせらるゝは、何等の仕合我々國民の幸福之に通きたるは非ず、而して瑞雲たびびいて大内山を翠め、皇室の御福祿彌増さんとする吉兆を察らし、諸君に報道するの光榮を有するは余の最も欣快とする所也、

本年は庚申の歲也、之に對する新年第一の子の感想を語らん、古來彼に聯想して處世の金訓とせるは、則ち見ざる聞かざる云はざるの三誠に非ずや、之れ消極的也と云ふと雖も味ひ來れば亦人生適切の教訓たらんばならず、畢竟見るが爲に物は慙しくなり迷ひも生ずべし、又た聞くが故に誤られし悔やしい

現代社會の有様は明哲巧に身を保つ底の、隱君子然たる主義にては追付かざるべしなり、即ち今は長縮の機ならずして活躍する機ならずべからず、故に大に前進し發展し開拓する爲めに、大に策地を作り且つプロバガンダする所あるを要す、此等の點は此度の歐洲戰勝敗の跡に鑑みて、彼の自然に體化するなど云ふ舊式の藥法にては最早時代に適せぬとを發見すべし、されば我が監獄界の如きも今後は此活躍の三誠主義を以て臨み、其部下は勿論の事、受刑者に對するも將又世間に對するも、之が爲めに努力する所ありて可ならん云々、

▲殉職

の春は何れの時代にも光を滅するものでない、今日の民心の趨向にては何人も道心是危を欲せざるを得ざる場合なるに拘はらず、干住警察署の某巡査が路上漏電に觸れて、體れたる人馬を危念の間から救ひ出し、己自身は之が爲めに感電して遂に絶命するに至つた、自己の危難を顧みず人の急に赴援するは其職務柄とは申しながら、其勇と義と忠とは天晴と云ふの外なく、廣く世間の感賞を惹きしも業より其所である、聞けば市民より集りし用慰金額も五千圓に達したと、其爲めに遺族は老母と妹一人のみなれば、安樂なる因舎生活は保障せられ、犠牲の死の代償は天の酬報により今は轉禍爲福の結果も與へられた、好例の實教實育たるを失はばない、唯だ司獄官の行動に對しても、社會公衆に果して此の如く感賞を惹くべきや否、之れ一は社會進歩の程度を計る尺度にもなるだらうが、此等の點から考へても局長演説

の如く活躍せる三獄主義を發揮する必要はないであらうか。前に
は小學校園導の受持の一兒童を救はんとして、自ら溺れたるに對
し天下の同情轟然として集り、吊慰金の如き是又莫大の金額に
上つたとも云ふ、金額の問題敢て問ふ所でない、吾人は唯だ同情
の程度範圍の一證據として一言したのみである。

▲進歩 の運庭が英國邊に於て我國は、文化の後れてゐ
るとも少くも耳にたゞは、尾崎博士の飯朝談である、尤も其邊の
話は獨り氏のみでない大抵の識者は皆な云つて居る所である、今
博士の言を借り來れば英國邊で百年前既に廢止した所の法律を
ば、我日本では今漸く之を廢止しやうかどうしやうかと思案して
ゐる位のものだと、勞働者に對する法規の如きか、事實の如何は
吾等の知る所でないけれども、死に角樂観すべき我國の程度に非
ざるもただは何人も認めざるを得ない、されば結局は如何になる
べきか、即ち落伍者は遂に先驅者の爲めに其背後を衝かれ、奴隷
の如く鞭撻せられて追ひ立てられる爲態になるの外はあるまい、
此等の問題に何故に我國人はもつと眞面目にならぬのであらう
か、尙ほ一つ借問したいのは我監獄事業は他の文物百年の後れが
あるに拘はらず、獨り彼を凌駕して多少はお先きに進みつゝある
のであらうか、但しは又た同一歩調位にでも行き居るのであらう
か、強張見當が付かないのが我々井底の痴蛙生の歎きである。

▲増俸 が四月から行はれる一事は最早一般に期待せら
れ、政府者も亦た公言を憚らざる所である、若し今議會に普選

寄 書

○將來の監獄 The prison of the future (一)

秋田 渡邊 圓流
Bacon 氏の prison Reform 46

一、監獄存在の意義

世間には「將來監獄の様な場所は存在せぬに
相違ない」と信ずる云々と公言する人がある。
然しながら其道の實際方面に携はれる人々に
は「社會から監獄を除き去り得る」といふが如
き考察に對しては、餘り氣を留めぬやうに思
はれる。吾人の爲し得る未來の豫言の範圍内
に於ては、文明なる社會の規約を遵奉するの
意なく、我儘を振舞ふところの人は決して絶
えぬことであらふ。而して斯かるものは、文
明なるものが彼等に課せる羈絆に對し、彼等
が心から服従するが如き日の來る迄は、社會

問題の如き大波瀾が巻き起り來りて、意外の政變でも見ざる限り、
此一事は既定の事實と見て差支へあるまいと思はれる、現に原總
理大臣が典獄會議席上公言せられた一事を以て見ても十分であら
う、而して大臣は懇々其趣旨のある所を説明せられたのであつ
たが、要は下に厚く上に薄く大臣級に至つては更に何んにもない
このこと其公明潔白なる而して總ての不公平に涉るが如き嫌ひあ
るものに、悉く矯正監獄を加へずんば止まざるの概を示された
には、列座の者皆な襟を正ふして謹聽し且つ喜んだとであつた、
從來は情弊の存すべきに非ざる官廳にさへ時々起る不平の聲は絶
無ではなかつたが事實のやうであつた、是は頗る異なる人間の
ある所致方ないのだが、曰く何でも甘い事は強い者勝だ、曰く
手盛そばだ、曰くお膝許花だ、曰く小役所は損だ、曰く大役所は
手習所だ、曰く官吏學生だ、曰く何、曰く何と出鱈目を云ふては
利益不均等を羨み居る様も時に或は見へないもはなかつたけれ
ども、そは何れも云ふ者の無理としても、兎に角今後は更に政府
の公明なる主義綱領に依て、一切の疑雲さへも一掃せらるゝに至
るとは、改造の御代に於ける美事として慶賀を躊躇すべきではあ
るまい、(甲突生)

から當然彼等は放逐せらるべきである

然しながら將來の裁判所及び監獄は、今日の
それのやふなものではないであらふ。何とな
れば之等の言は「社會的機關の目的は、更に
明確に理解せられ、而して之等によつて以て
管理せらるゝところの制度なるものは、更に
一層深き思慮の下に改革せらるゝであらふ故
に

註曰、大正九年の春頭、我司獄界より聊か社
會の將來をトせんか、社會は世界の改造運
動に伴ふて、諸種の問題簇生すべく、之に
經濟問題が絡み着いて可なり大きく、且つ
深刻になつて現はれ來るであらふ。然し何
事も過去の舊い殻を出るといふことは相當
の難産であらねばならぬ、そこには必ずし
も正當なる力にのみ解決するゝことは望ま
れない。社會はより危険に、より殺伐にな
つて血が迸り、肉が飛びやふになるやも計

られない。兎に角社會的ストラッグルより来る動亂を救済するものは夫れ何物ぞの感がある
 之事難に際し、嚴然として法の威力と共に、自己の甦へりを與ふるの使命を有するもの獨り我監獄の存在あるのみではあるまいか。蓋し監獄の人格的存在は司獄官の能に俟たなければならぬ。治獄の前途事業愈々繁多にして、司獄家の任益々重きを加ふるの時運なるを覺らざるものあらんやである
 二、復讐か、感化か

監獄及び裁判所の如きものを設立せる社會の目的は決して復讐の爲にあらずして、教育の爲である。又悪行爲に對する返報に非ずして、悪行爲が將來に於て再度繰り返されぬ爲であるといふことは、將來益々明瞭になることであらふ

「(1)復讐は我にあり、我之を自ら爲さん」と

この方法は恐怖心によつて犯罪を減少せしむるよりは、一層多くの犯罪を増造するのである

註る

(1)人間はお互に復讐してはならぬ、若し復讐するの必要のある時は、我れ自ら手を下してその人間を罰せん

(2)復讐を重要視する説——復讐主義

(3)社會を眞實に平安ならしむる爲には復讐を廢せよと叫ぶ説——感化主義——教育主義

行刑上には之の二大主義が横つてゐる。將來の行刑方針は、之の第一の復讐主義説を驅逐して、第二の感化説、教育説が其位置を占めざる限りは。犯罪者に對する處遇上にせよ、防止策にせよ、幾多の方法を講じて、畢竟するに社會は犯罪に關する知識を、最も新らしき見地に到達せしむることは不可能であるてよ説意である

神宜よ

這は單に復讐の念に満てる心底を清むるところの倫理的教訓たるのみならず、又復讐といふものに非ずして感化そのものであるところの、最善き裁判上の基礎を指摘してゐる、何となれば感化主義は最も安全にして最も實際的なるが故に。換言すれば(1)「個人々々に對する復讐の説」が(2)「社會の實際的保全の説」と其位置を換へざる限りは、社會は犯罪の全體をして最も新らしき限界にまで至らしむることは不可能事である

復讐の方法が一種の刑罰として、恐怖といふものを通ふして活くといふことは信するに足る、何物も眞實以上にあり得ないのだ。復讐主義は實に人間を殘忍化したではないか、而して此主義は、その人間をして思慮分別なき青年の眼前に於ては、あだかも一個の英雄であるかの如く見せしめるのである。斯くして

註曰、昨年の晚秋典獄會議が開かれたる時、

原司法大臣が各典獄の意見を徴されたる事項の一に。在監者の處遇上感化主義を採用することの反て實効多きにあらざるなきやを謀られたといふこと聞へて、吾人は大臣が晩蔭ながらも近代的行刑上の思潮を理解されてゐることを喜んだのであつた。輒近歐米斯學者の學説に見るも、將又近代的民心の推移に考ふるも。復讐主義の如きは行刑上事ろ危険を醸生するの虞あるに至つたことを我司獄家は識らねばならぬ。最近の人心は何れも皆或る鑄型から自由に解放せられんことを望み。或る壓迫から脱して自然に嘯かんことを以て無上の人生味と心得るに至つた。之を抑へんとする僅かなもの、それは自己を亡す惡魔である、眞劍に闘はねばならぬといふが如き過敏なる、險惡の兆を示して來た。この人心の潮流を無視して

人を統御せんとするものあらば、开は必ず大なる不覺を自ら求むる愚を演せん。吾人は人心の歸嚮するを見て行刑上の舊き型にのみ拘泥する無からんことを望むものである (未完)

○醫務日記

姫路 榊 田 明 義

極悪の四人——彼の名は司獄者の多くから直に額づかれる程のものであつた、感冒の故を以て診察を乞ふたので検したところ 著明なる病變もなかつたから、監獄内では特に自分は健康である云ふ自覺自信を有して置かなければ、病氣に罹り勝らで追々身體が薄弱になると注意し始めれば、彼は直に反抗的に出て來て曲解し不平を列べた、彼は投薬せられざるのを豫知して彼等個有の心理状態に陥つた結果であらうが、受刑者には投薬の亂用?を慎みたい、多少無理と思つてもよい、投

薬せずとも癒る見込のものは投薬せざる方が結果は佳良である、醫師の扮ける一日分は彼等に特殊の暗示と不安とを與へる、社會では疾患を醫藥に委ね精神を善良なる方向に轉じて治癒を速進せしむるが、在監者は自己の身體を疑ひ獄死の恐怖に襲はれ或は病氣に對する錯覺を生じ精神的に身體を害はしめる様になるからである

米大統領は進歩と云ふことに就て次の様な例を示された

「鏡のアルス」と云ふあの賢い眞面目な年代記の中に赤將棋女王が、少い女主人公を恐しい早足で走らせて置きながら、何うして攫へたかと云ふことが有名な場面で詳に述べてある、二人は息の切れる迄走つて立止る、「アルス」は邊を見廻して云ふ

「おや私達は初に出發した處と同じ場所に來て居るんですよ
「えー、さう、あなたは何處か他の所へ行くには

二倍の早さで駆けなければなりません」と赤女王が云ふたのである(關氏新自由主義)

我々がこの日進月歩の醫學に遅れまいとするならば矢張二倍の早さで駆けなければならぬ、二倍の速力で駆けると云ふことは可成困難であらうから此上とも奮勵して進歩の末尾にても追隨して行かなければならぬ、吾人監獄醫に對する一般社會に於ける有識者の認識は如何なるものがあるか、我が缺點を徒に公開し晒すものではないが聞くに堪えないものがある、いつまでも侏儒の如く搖籃の中で暮す不具になり畸形兒に見做されるであらう、早く監獄醫も獨立して醫學社會に調歩し得る様にならなければならぬ、然らざれば監獄醫界も終に破滅するだらう、吾人に進歩があり見識力備があれば待遇改善も堂々と要求し得る他方上司に於ても自動的の待遇を向上せしめ眠れるものを覺醒せしむる手段を講せられるであらう

沃度丁幾は最も多く人に知られ、又非常に廣く

使用せらるゝ藥品の一つである、監獄に於ても沃度丁幾さへあれば聽診器も不用なる位まで愛用せられ且在監者も満足せる如くに見受けられる、斯くの如く有用にして歡迎深きだけ亂用にも陥り易い、或監獄にて殆ど總ての職員から精神低格者と見做されて居つた程「我が者」の一受刑者が環指末關節の疼痛を訴へて來たが他覺的變化は認め難い、然し彼れの訴を其儘聽きて患部に沃度丁幾を塗布した、彼は一揖して自席に歸り沃度丁幾塗布の部分鼻側に支へ餘念なく香を嗅いで居つた、或は亂用に陥つたのかも知れない、一般に在監者は單調なる生活に飽きて他の刺戟を常に要求し時には自ら減食懲罰をも受けむとするこのことであるが、中にも酒精の芳香性刺戟を總てが希望し喝仰して居る、飲酒者たりしものも然らざるものも、殊に飲酒者たりしものは「アルコール」の芳香によりて飲酒當時を追憶して爽快なる精神状態に立ち歸る様にも見受けられる、故に丁幾類の外用は

特に注意を要し必要外に互らざる様にせざるべからず、彼等の精神に波立たしむることは彼等の行為の平静を破る原因となるからである

直覺的診断は排斥すべきものにして必ず自他覺的根據により診断或は推定せざるべからざるが、監獄醫には例外的に直覺診断の要あることにつきては曩に少しく駄辯を弄し又再び同一の事柄を書くのは甚だ重複した處置であるが、直覺は即ち直覺で具體化が困難であるから自分の手段を表明し批判を仰ぐ爲には益反復しなければならぬ、然し直覺は恣斷に陥り易きが故に直覺は我々の五官を同時に廣き部分に周到に作用せしめねばならぬ、而も非常に敏感でなければ徒に受刑者より不平を受け或は悔を感せしめる、彼等の訴は多くの場合に誇大でなければ虚言にして、薬のみを欲して其効果を考ふの餘裕なく診断等は念頭にない、「物」に關せず只所持或は攝取慾の盛なる彼等は自己の意慾の満足のみを願つて居る、勿論記載通りの自

覺は捕へること至難であるから自分の欲する一條を索めれば足るので當該疾患の自覺的中心點及其延長線によりて他覺的變化に結合すれば稍確實に診断し得る、誇大的虚欺的病訴の支離滅裂にして統一なきことを知れば、且他覺的徴候の全く認め難き時は彼の言はむと欲するところを煽動してまでも十分に言はしむれば、其間に於て彼の意識の流れの方向を捉へることが出來彼の意志を全部觀破することは容易である、我々は彼等の診察場に入り來る一步より退出するまで否時には退出後まで受診者の表情身體の筋肉運動乃至は言語に多大の注意を拂はなければならぬ、然らざれば時に吾人の診断及處置は裏切られる、例へば何れかの場所に激痛を訴へ來りしものにて診察時には其態度にて眞實なりと想定し或一定の許可を與へしものが彼等の居所に歸る状態を見るに往々にして健者と變らざる元氣なることあり、而も輕役或は安坐の許可ありし以上は投薬の如何に拘らないことが

ある、或は歩むことの出來ないまで痛みし腰痛が股引一着の増貸にて忘れた如き態度なるものがある、殊に注意しなければならぬのは腹痛である、腹痛には胃潰瘍、胃腸カタル、胃腸痙攣其他稀れに肝輸尿管より來る疼痛に出會ふが診察は訊問應答をなしつゝ行ふが最も有利である、そして彼等の心機を轉換して「眞實」に消息子を投じ合理的一條を詮索するのである、時には豫想に反した結果を齎すこともあるが大をとる爲には時には小を犠牲に供するも餘儀なからう

圍追々寒くなつて來て所謂感冒の多くなる季節となつた、監獄局方によりて定められた感冒散の需用が繁くなつて來る、感冒散は服用後一時間を出でずして身體に温感を生ずる、冬季臥具の少ない受刑者中には此の感冒散に依りて温感を攝取する方法を知つて居る烟眼者？が居ることを忘れることは出來ない、發汗作用を有する感冒散は服用後程なく皮膚の表層血管を擴張せしめ其必然的結果

として身體表層に血液が多く流れ自覺的に非常に暖く感ずる、この暖く感ずる時瞬間を利用して安らかなる眠に入らむとするのである、或者は僕に訴へた、奈良監獄のあの煉瓦造りの獨居房に於ては冬は三分の一は眠れなかつたと、如何に眠らんとしても寒さの爲に目が醒め三日目位には重なる睡眠不足の爲に十分に眠り得ると語り續けた、他の監獄に於ても毎夜戒護部にある豫備藥中感冒散が二十包前後使用し盡されたかの如く記憶して居る、或晩の如きは四十人からの請求者があつたと聞いた、勿論以上述べし目的の爲に乞ふたもののみではなかつたのであらうが少くも之等の中幾分は温感攝取の目的に使用せられて居ると云ふことが想像出來る、在監者は「自己」を思ふ觀念が非常に深刻である、「自己」の外には他人はない又方法に就きては獨特の考察と技巧をこらして居るから寸時も許せない、一包の感冒散にも綿密なる注意を要する。

○戒護力の能率増進に就いて(二)

豊多摩 勝 岡 廓 善

(七) 疲勞研究の實際的應用 其二

本稿第二に於て、筆者はテラー氏の鐵塊運搬の研究に關し、その一端を記し置きたるも、今少し委しき説明の必要を感じ、重ねて之れに關する紹介をして見やうと思ふ。テラー氏が此の研究をするに至つたのは、或る鐵鋼會社の依頼を受けたためであつて、氏は之れを引受けてからは毎日をやうに會社の作業場に出掛けて行つて、さうして數日の間七十五人の鐵塊運搬者の作業振りを、精密に視察して置いて、各作業者の過去の履歴や、品行性質其他希望健康状態等十分の調査を遂げ、之れはと思ふ優等者を、四人だけ撰拔し、四人の中最も優れた者一人を引き抜いて、實行の一步に這入つたのである。此男は、名をシユミツドと云つて、和蘭人で米國に移住して來た勞働者である。

シユミツドは、柄の小さい男ではあつたが、なかなか精力家であつて、一日の仕事を終つて家路に着く時も朝出て來る時と同じやうな元氣で、歸つて行くのが常であつた。シユミツドは、一日一弗十五仙の日給しか貰はなかつたが、幾らかの土地も購入したり、出勤前後の時間を利用して、自分の家の壁を自分で塗つたり、無駄遣と來たら一錢もしない、實に辛棒人のお手本で、一つの特色を持つた男であつた。テラー氏が、試験の材料に、第一に此男を見出したのは、テラー氏のテラー氏たる活眼である。テラー氏は、シユミツドを連れて來て、左のやうな對話から始めた。

君は一日一弗八十五仙の給料を貰ふのが好いか
又は、仲間と同じやうに、一日一弗十五仙貰つた方が好いか。

エ、貴方はわつちが一日一弗八十五仙の給料が欲しくないを仰しやるのですか、そんな事あ且那問はなかつて知れ切つて居るぢやありません

んか。無論、高い方が好いに定つてまさあ。左うだらう。左うに違ひない、誰れだつて高い給料の厭やなものはないかなあ。時に君一寸こちらに來て見給へ。彼處に鐵塊が山になつてるのが見えるだらう。

エ、見えますとも。
君向ふに貨車があるが、あれも見えるかね。
エ、。

よろしい。君が實際に高い給料を貰ふ方が好いと云ふのなら明日から一日一弗八十五仙を拂ふから、それに相當するだけの鐵塊をあの貨車の中に積み込んで見給へ。

ぢやア、且那きつとですよ。きつと一弗八十五仙下さるんでせうね。
きつとだよ。

さうですか。それなら、明日からやりやせう。ほんとに行れるかね。

何ツヤツつけやすとも。

それならやつて呉れ給へ。しかし、高い給料を貰ふについては、一日中命令通り働かなくちや駄目だせ。君はあそこに居る人を知つて居るかね。

イエ知りません。

あの人が命令をする筈だから、あの人が「腰下して休め」と云つたら、休んだ。持ち上げて歩け」と云つたら歩くんだ。一切口答へはしこなしだよ。それで好いかね。不足がないならやつて呉れ給へ。

エ、よ、がすとも、明日からきつと參りますから何分よろしく。

と、言つてシユミツドは、引取つた。次の日からシユミツドは、約束通りやつて來て、朝から鐵塊運搬の作業に就いた。紹介された監督者は、テラー氏に言ひ含められた通り、手に時計を持つて、鐵塊の取扱方を命令した。「持ち上げて歩け」、「腰を下して休め」と指揮をせらるゝ通り、シユミ

ツドは働いた。愈、五時半が来た時、貨車に積み込んだ鐵塊を調べて見ると四十七噸半あつた、十二噸半が、シユミツドの働いた一日の運搬量であつたが、四十噸半もあつたのでシユミツドは實に驚いた。しかし愉快さは量の増加と共に加つて居た彼れは確かに一弗八十五仙を貰つて家路に着くことが出来た。それ以來、彼れは毎日のやうに働いて、同成績を得ることが出来た。テラー氏は此方法によつて、次から次へと、労働者を探拔して、何れもシユミツドと同成績を得るやうに働かすことが出来て、鐵塊運搬業に大改革を行つたのである。かくして、能率増進の目的を果したのであるが、その研究の要點を、整理して見れば左の八項になる。

一、鐵塊の運搬に適當した、第一流の労働者でも重荷を運ばせる時間は、一日の四割二分を限度として、後ちの五割八分は、休息させることを忘れてはならぬ。

二、地上に積んである鐵塊を廣い原で、最寄り
の線路にある、貨車に積み込むのに、第一流
の労働者であつたら、確かに一人で一日四十
七噸半を積み込むことが出来る。

三、労働者の給料は、一噸に就いて、三仙九で
一日一弗八十五仙に、相當することゝなる。
四、四十七噸半は、十萬六千磅に當るから、
鐵塊一個の重量が九十二磅なら一日に千百五
十六個運搬することゝなる。

五、一日の勤務時間を、十時間として、分に換
算すれば、六百分となるから、其四割二分と
云へば二百五十二分で、これを千百五十六で
割れば、鐵塊一個を運搬する時間は、約二十
二秒となる。

六、鐵塊の置場から貨車迄の距離は、平均三十
六呎であるから、鐵塊運搬人は平地の一呎を
三秒六の割合で歩く、しかし、彼等の多くは板
の上り下りに走り、又歸りには早く歩くから、

實際の速力は此數字より少くなる譯である。
七、労働者は、一個乃至二十個の鐵塊を、積み
込む毎に、一度休憩するのである。鐵塊を積
み終つて、歸つて来る間も、實際は休憩と殆
んど同様の効果を與へることゝなる。
八、鐵塊の置場から貨車まで、平均距離三十六
呎とすれば、労働者は一日に鐵塊を持つて八
哩歩き、鐵塊を持たずして八哩歩くことゝな
る。

右によつて見ても、テラー氏の能率増進法
は、確かに能力の浪費を防ぎ、疲勞せる能力を使
用せざるやう、留意した結果にあることを知り得
るのである。以上述べた實例は、作業者の選擇に
重きを置いた方向に就いてであつたが、次項より
能力の浪費及び能力の疲勞を少からしむるために
執りたる、設備的の方向の改良に就いて、其の實
例を紹介して見やうと思ふ。

(八) 疲勞研究の實際的應用 其三

前項の鐵塊運搬の如き簡單なものであつても、
之れを科學的に研究して行けば、大に能率を増進
して行くことが出来るのであつて、要は作業者の
一舉一動を、一種の科學的眼を以て見るやうに心
掛けその解釋方法によりて、得たるところを、科
學的經營法を應用して實行して行けば、良いので
ある。今假りにシヤヴェルを使用する作業者を、科
學的的眼で見ると、シヤヴェル作業の第一流の
労働者は、一圓に何磅位擲ひ上げて居るであらう
かを考へて見る、さうして第一流の労働者を連れ
て来て、粉炭でも鐵鑛でも種々の材料によりて、試
験をなし、一回に擲ふ分量は、五十磅か乃至二十磅
か三十磅か何磅位擲つたら、如何なる材料の時
も、能力使用上最も有効であるかを精査するので
ある。米國のある製鋼會社に於て、實驗した結果
によると、毎回二十一磅擲つた方が最も有効だと
云ふことになつて居る。そこで毎回二十一磅擲ふ
ことが出来るやうに、シヤヴェルの改良を行つて

十數種を案出し、如何なる材料でも毎回二十一磅位のところを掬ふことが出来るやうにして、自分の勝手のシャヴエルの使用を厳禁して仕舞つた。そんなに澤山なシャヴエルを造つては、労働者は今日ほどのシャヴエルを使つて仕事するのか、迷ひはすまいかと云ふ懸念があるが。その點も科學的經營法は、労働者中如何なる無教育なものがあつても、チャンと分別がつくやうに、シャヴエル置場が造つてあつて、色で分類をして居る。それでどのシャヴエルを使用して、作業に取掛るかば朝監督者から渡された色札によつて、各のシャヴエルはわかつて粉炭の方は粉炭の部に行つて、粉炭シャヴエルを取つて来る。鐵鑛の方は鐵鑛の部に行つて鐵鑛シャヴエルを取つて来る。さうして、夫れ／＼作業に就くから、お前はこちらで、お前はあれだ。と大聲叱呼する必要もなく、造作もなく始末が着くのである。從來シャヴエル作業者は、掬ひ上げる材料が最も重い鐵鑛であらうが、最も

軽い粉炭であらうが、お構ひなしで何時も同一のシャヴエルを使用して居つた。それであるから、鐵鑛の場合には、重量があるから、一シャヴエルに三十磅位掬ひ上げたもので、成程多量には掬へたが、早く疲労して仕舞つたから、成績は思つた程に擧らない。之れと反對に、軽い粉炭は、一シャヴエル四磅位だら一日中働いたところで知れたもので、能力と時間の空費は、夥しいものであつた。それが、シャヴエル改良後は、即ち、適材に適しシャヴエルを使用することになつたから、鐵鑛の場合でも、二十一磅、粉炭でも二十一磅掬ふことが出来て、最も有効に、能力を使用し、能率の増進に成功したのである。シャヴエル改良の原則は、軽いものには大きなシャヴエル、重いものには小さいシャヴエルと云ふ、調節法を執つた丈けのことで、外に細工はないのである。然しながら、その根本原理は、能力使用法の研究から得たものであることを、忘れてはならぬのである。

(九) 疲勞研究の實際的應用 其四

米國に、ギルブレスと云ふ煉瓦積作業の、大改革者がある。氏は、元來が煉瓦積職工であつたので之れに關する研究をするには、最も都合の良い立場にあつた。氏は平凡の職工ではなかつたが見えて、頗る科學的經營法に興味を持つて居た。それ故、煉瓦積作業に關し、最も精細に解剖的研究を始めて、遂に、煉瓦作業方法に大改革を行つた先づ、第一に足場を改良して、伸縮自在のものを製作して、被工建造物の工程に應じて、如何やうにも装置が出来得るやうにし、漆喰と煉瓦の容器を案出して、その置場も更め、漆喰を右に置き、煉瓦を左に置いて、上半身を屈折せず、之等の材料を手に取り得るやうに改めた。次には、漆喰の硬度を研究して、固着を容易ならしめ、煉瓦はこれを他の労働者に豫め撰擇させて置いて、最も綺麗な側を上に向けるやうにした。右の改良によつて職工は、被工建造物の高さに應じて、足場の

高さを自由に上下することが叶ふやうになつたら、二者の位置の調節がどれて、従つて作業中姿勢を崩すことなく、すべての動作をすることが出来るやうになつた。

それから、煉瓦と漆喰は、之は足下に置かれたから、之れを取り上げる度に、上半身を屈折したり、伸び上げたりして、その都度、自分自らの上半身の重さと、煉瓦と漆喰の重さを加へて、特殊の動作をして、能力の空費をして居つた。然かも、一日千餘回の繰り返り事であるから、空費量を計上して見ると、大したものになるのである。

ギルブレス氏の改良は、この空費を省くことが出来ればかりでなく、煉瓦と漆喰は左右にあるから直立體の姿勢のまゝで左手に煉瓦右手に漆喰を取られ、少し慣れて来ると、兩手が同時に作業を營むから便利なことは云ふ迄もなく、それに、漆喰の硬度の研究が出来て居るから、鍔の柄の端で、カチ／＼と何度も煉瓦を叩き付ける手数は要らず

煉瓦を置くなり、一寸押へて置けば、十分固着して仕舞ふ。又、従來は、煉瓦を積み上げる度びに職工自ら選擇して、積みあげて居たが、その數も省けた。斯くの如くして、従來十八度の動作を必要としたものが、五度で済むやうになり、一人一時間百五十個を積んで居たものが、三百五十個を積み得るやうになつたのである。この煉瓦積作業の如きも、適當な職工を得ることは云ふ迄もないがその適當な職工を有効に働かせるには、ギルブレ氏のやつたやうに、能力の浪費をせざるやう、設備的方面の改良を企て、能率の増進を圖らなければならぬのである。以上述べた實例から考へて見ると、能率の増進を企てやうと思へば、各の作業に於て最も適當した作業者を得、その作業者の能力を、徒らに浪費して疲勞に陥らぬやうに工夫し、又疲勞の状態に陥つた能力を使用せぬやうに心掛けることがその秘訣であるやうに思はれる筆者は之れ迄の材料によつて得た概念から出發し

各地に蔓延して猖獗を極め、現に我が小菅の如きは之に胃されたる者一百の上に出で、既に死亡せる者十數名に及べり、幸にして看守側には未だ感染せるを見ず、今や人力の及ぶ限りを盡して之が防止に努めつゝあるの實況也、予は此際特に諸君の加餐を希ふ。

近時新年の感想とも云ふべきもの一二を舉げて諸君の一餐を乞はんと欲するものは左の如し。

衛生忠想と道德觀念

身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始め也とか云ふ、之に依て觀るも衛生を輕んずるは道德に反すること明か也、況んや天の恩恵を知り而して之に報ゆる所以の、奉仕の具即ち身體なるを知らば、之を粗末にし之を擁護すべき衛生の法を守らざるが如きは、之れ天道に對し不孝の至りにして、不道德の罪最も大なりと云はざるべからず、更に又た之を西洋思想に尋ねれば、人は悉く神の子にして神の像に肖せられて造られたる

戒護力の能率増進法に論及して見度いと思ふ。

(未完)

雜 纂

○予は看守諸君と語る(三二)

典獄 有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君

茲に歳華改り筆硯を新にして、諸君に見ゆるに當り先づ、諸君の健康を祝し且つ之が爲に祈るの光榮を荷はしめられんことを希ふ。諸君の健康が直接間接に、我が獄務の興廢に關することの大なる、蓋し何物も之に及ぶものなかるべし、而して是は文字通りに全くの事實也決して掛値ある言草にはあらざる也、されば常に健康保持は勤務心得中の第一要件たるを忘れ給はざるべきに非ずや、願くば諸君之を諒せられよ、目下悪性の流行感冒は

もの、而して神の宮として神の御用に當るべき使命を有するものなれば、之を妾に悪用して我儘放肆に取扱ふことをせず、何處迄も世の爲め人の爲め有益に使用するを以て其責務となす也、然るを徒らに私慾を遂げる爲めに不攝生にも暴飲暴食したり、又は其他の亂行を敢てして疾病を醸すが如きは、道德上若くは宗教上の大罪惡たるは論を俟たず、要するに衛生法の嚴守は道德心の堅固に基き道德心の確立は衛生法の完成に由るの真理は吾人日常生活に於て最も克く調和せられざるべからざるものとす。

片言に依て人を判くべからず

片言に於て輕々に人を判斷するは俗人の常とは云ひ乍ら之れ程罪深い事は非ざる也、修養ある人ですら往々にして此過に陥ると妙しとせず、況んや修養なき人に於てをや、同時に又た此一事に誤られず、能く公平を保ち真相を明かにして、後ちに正當の判斷を下し得る人社は之れ賢人にして意

志堅確の人格者也云ふを得べし、由來上長者の周圍には必ず佞奸譎諛の徒が附き纏ふを常とす、而かも此徒の巧慧なる千萬の取入策に長じ、其爲す所甚だ妙を得たるものなり、吾人は此者に於ては躬自ら甚だ危険の位置に置かるゝことを記せざるべからず、何となれば多くの部下ありて當然吾人の批判を受け、而して彼等は悉く之に由て其一身の浮沈に係る運命を定めらるゝ者なれば也、若し夫れ吾人にして茲に節制と修養なからんか、忽ち片言甘語に誤られて無慈悲の妄認罪を犯すに至る、深く鑑みざるべけんや、殊に注意すべきは、人の評判に誤られざる是れ也、世に評判程宛にならぬものはなし、中には爲めにする所の評判流布者もなきに非ず、其罪最も惡むべきは勿論なりと雖も、之を輕卒に信じ附和雷同的に之に乗するも亦た輕卒の誘を免れざるべし、苟も司正の行刑官たらん者は宜く自ら慎み自ら戒め、斯かる不徳の罪に陥らざる覺悟こそ最も大切ならずや。

○作業に關する時事片々

巢鴨 大原 虎夫

休戦後一時悲觀を傳へられたる經濟界も近來に至り漸く活氣を呈し今や戰爭當時以上の好況を現出せんとするの勢ありて事業界の活躍殷賑は延て監獄作業にも好影響を齎したる結果、監獄作業の隆盛且多幸となり吾人が年來目標として呼號し來りたる所謂監獄經濟の獨立(在監入費の支辨)の如きは近く既に其壘を抜き今や問題とするに足らざらんとするの好況を呈するに至りたるは洵に喜ぶべき現象なりとす、然りと雖も之を以て早く既に其目的の全斑を達成したりとして晏するが如き事あらんか开は謬れるも亦甚しと謂はざる可らず凡そ恒産なき者は恒心なく恒心なきの結果は難て又犯罪を敢てするに至る、由是觀之、犯罪と職業とは常に密接の關係を有する事は今更否む可らざる所にして監獄作業も亦須く受刑者をして少なくと

も出獄後之に由て以て産を得せしむるに足るものならずんばあるべからず、然るに従來監獄に於て施行せられつゝある作業の種類なるもの、多くを視るに尙機械工麻工乃至網工麥稈工等と謂ふが如きは、元來女性的若くば姑息なる内職的副業とも謂ふべき簡易なる手工業に過ぎずして斯くの如くにして焉ぞ能く監獄作業の眞精神、眞目的を達成する事を得んや、

従來監獄作業施設の一ニ要件として唱道せらるゝ所の衆人の協同力を要する分業的若くは機械力に頼る作業は不適當なり、若くは民業を阻害せざる範圍に限るべき等の説は今や既に世の進運に伴はざるの語と謂はざる可らず、知らずや科學工業の發達盛んなる今日の如き場合殊に況んや工業都市附近の監獄に在ては更に一層機械力運用に關する技能を習得するに非ざれば出獄後却て生業に就くを得ざるの憾みあるに於てをや、然れば此機會、監獄作業に在ても所謂時代に順應して従來の退嬰

姑息の施設業種を一擲して活氣ある男性的業種を選擇すべく將に革新の秋なりと信ず、宜しく各監に於て拘禁せる囚人の種類と所在地方に於ける事業界の趨勢又は經濟上の關係を省察して適切なる作業を選擇更改し以て行刑矯正の旨義貫徹に努めざる可らず、以下作業に關する片々二三を紹介せん。

一、監獄作業の宣傳(プロバガンダ)

プロバガンダなる語は、這次講和會議以來盛に世の流行語となる、而も开は移して以て現時の監獄作業經營上にも亦其必要を感せずんばならず、従來監獄作業は概して其地方の産業工業等とは殆んど没交渉にして亦或る意味に於て可及的、其地方の事業を避くるの傾向ありしを以て地方に於ける相當有力なる事業家にして監獄作業の實況を知らず折に觸れ傳へ聞き若くは時に監獄作業を一見するに及びて始めて其施設又は就業の整然たるに喫驚し口を極めて其有利有望なるを説くもの多き

に吾人は反て驚かざる、是れ即ち當局者の從來作業宜傳の不用意に起因するものと謂ふべく、之が局に當るもの須らく坐して事業家の來り交渉するを俟たず進んで商業會議所若しくは實業組合或は相當機關を利用して大にプロバガンダを行ひ適當の起業家を招致すべく斯くて相互理解の下に監獄作業の發展を期し一面其地方に於ける産業發達に資する所なかるべからず、然るに動もすれば監獄作業は一般社會の事業界を脅威妨害すと謂ふと雖も何ぞ知らん彼等在監囚と雖も社會に在れば亦何等かの職業又は勞働に従事し若しくは従事せざる可らざるものにして豈に獨り監獄に在て就業するのみを以て弊害あり若しくは良民の業を阻害するの道理あるべからざるなり、要は唯當局者の施設如何にありて只局限せられたる一地方に於ける特産業に對し低廉なる工賃を以て其業を創め以て其業を奪ふが如きは慎まざる可らずと謂ふにあるのみ。

二、料定工錢

所にして即ち「作業賞與金は行狀作業の成績を斟酌して其額を定む」とし主として行狀の良否及び作業の成績を斟酌して其額を定べきものなるに現在の如く作業の種類即ち高低區々なる工錢を基本として算出するが如きは果して其當を得たりと謂ふを得べきか、加之近時著しき工賃の昇騰は延びて賞與金計算高の増嵩を來し却て賞與的の性質を超越して動もすれば監獄作業(勞働)に對する報酬的觀念を抱かしむるに至れるのみならず、從來の實驗に徴するも多額の賞與金を得て出獄したる者必ずしも再犯を豫防し得ざるのみならず賞與金交付の多き者程却て再犯を敢てする者多き實例に徴しても賞與金給與の目的を没却し終に浪費し終らざるもの幾何あるやを疑はざるを得ず、依是觀之、釋放時に多額の賞與金を交付する時は寧ろ反對に惰性を助長し浪費し盡さざれば就職口を求めざる如き結果に終るもの比々として皆然るが如し、されば契約工賃の多少又は作業の種類に依り其額を

時局に伴ふ工業界の勃興と共に近時漸く監獄作業に活氣を呈し殊に受負業に於て從來に比較して破格の工賃を以て施業希望者の續出するも亦怪しむに足らず、而して之に伴ひ從來實施中の作業に就ても極力工賃の引上に努むと雖も今遽かに是等新規の作業と併行するを得ざるは亦止むを得ざるの所にして右等工賃の低廉なる作業に就く後者に在ては如何に踴勉し科程の二倍以上を了する者と雖も尙且つ前者の僅かに科程を了するに過ぎざる者に比し其賞與金計算高の及ばざるものあり、之を要するに現在の賞與金算出の基本は單に其工錢の額により其歩合を定むるものなるを以て工錢の多寡に依り賞與金に差を生ずるより就業者は常に其工錢の比較的多きに轉せん事を希望するは一般の通弊なるが如し、果して然らば是れ一應社會の通則なりと雖も元來監獄作業賞與金なるものは其就業者の勤勉を獎勵する意味に於て其歩合を定むべき性質なることは監獄法の法文に於て明示する

異にするよりは一定の賞與金率即ち各業共通の料定工錢なるものを豫定し置き就業者の行狀及作業の成績——即ち勉否如何に依て相當の等差を設くる方適當にして賞與的の性質及意義を徹底するに庶幾からん乎。

三、能率の増進と休息制

強制作業として受刑者に作業を強要するは其理由種々ありと雖も窮極する所は經濟的見地を除外して作業ある事なけん、果して然らば能率進展の一方法として作業時間中適當の時間を割て休息を與ふるの可否に就て研究するは正に徒勞に非ざるべし、現行監獄法が各月の長短に依て七時間乃至十一時間の作業時間に於て始終間斷なき繼續的勤勞は果して心身共に堪へ得べき所なりや、否此間更に怠慢なく全勢力を集注して最善を盡し得べきかと云ふに開は甚だ疑問にして四六時中間斷なき就業は一應其効果をより能く舉げ得べきが如しと

雖も事實は却て疲勞嫌忌を來たすは普通にして其成績に於ては寧ろ適當の休憩を與へ以て心身を新たににして其業に精勵せしむるに比し其臨率の孰れか優れるやの問題に就ては後者の利多きことは殆んど何人も疑はざる所、然るに我國勞働者の惡習として間斷なき就業中に休息を貪り所謂不勉不休苟且偷安以て時間の経過を待つが如きは偶々以て時間の爲に就業するものにして作業の爲に作業するにあらざる誹を免かる能はざるに終り、結局其能率の點に於て休息制に及ばざること想半に過ぐるものあらん、況んや四六時間中休息なき勤勞は其心身を疲憊せしむること甚しきものあるに於てをや、今や國際的勞働問題の喧囂たる時機に於て我監獄作業に對しても適當の休息時間を與へ其能率の増進を圖ることは時代の要求にあらずや最も其休息時間の長短と方法とは自ら又就業者の種類と其業種とによりて方法を講ずべきは素より論を待たず。

四、授業者の訓練

工場擔當看守の工場に於ける勤務にして文字通りに受刑者を看守戒護せしむるに止まらしめず進んで作業に興味を持するに否かは作業成績に於て霄壤の差を生ずるは當然の事なりとす、然りと雖も擔當看守と雖も萬業に通ずる技能者にあらざる限り焉を能く幾多作業の特技的技能に通ずるを得んや、茲に於て乎、各業種毎に適當なる授業者を配置するを必要とす、而も現時監獄作業の大部分を占むる受負業に於ては是等授業者は悉く受負人より差遣するを例なりとす、而して是等授業者の多くは官廳的規律訓練なき地方的職人氣質を遺憾なく發揮して規律の府とも稱すべき監獄内に於て唯一の不規律者と云へば先づ指を授業者に屈せざるべからず、而も是等授業者の勉否如何は忽ち作業の消長に重大なる影響あるは實驗の證明する所にして輕々に看過すべからざる所なり、果して然らば授業者の選擇訓練亦決して等閑に附すべから

ざるは論を俟たず、工場に於ける擔當看守と、作業教授の任にある授業者と加ふるに監督者の督勵と相俟て宜しきを制し、所謂三拍子歩調を一にするに於て始めて良好の成果を得るものとせば受負人より派遣する授業者の訓練簡拔亦作業上緊要の事項に屬すと謂はざるべからず。

五、聯盟

聯盟とし謂へば國際聯盟を想起せしむる事程、多く新聞紙上に散見する所、此語以て監獄作業の施設選擇及び受負工資に於ても亦一種聯盟の必要を感せずんばならず、即ち地方監獄によりては適當なる作業拂底の結果多少の低廉なる工資にても忍んで之が受負契約を爲すは又止むを得ざるの所にして而も此の弱點を熟知せる受負人は其工錢を惜しみ作業契約書面摘要條件に於て實質上些少の相違なきに拘らず尙種々の區別名稱を付し或は獨特の専門語を用ひ或は無用の寸尺等に多少の差異を附し巧に低廉なる工資により契約しつゝあるの

狀況あり而して甲地に於て工資値上の交渉等あるに際しては種々の口實を設け或は乙地に轉せんことを希求し若くは甚しきに至りては他の同業者と同盟的拒否の氣勢を暗示する等、往々甲乙監獄の間に區々の不便不利益を見ること決して尠なきにあらず、是れ實に監獄作業施行上不利なる點にして之を高所より通觀すれば其間に干格均衡を得ざるに至ることを免れず、故に此際各監相互に聯絡を通じ協調を遂げ以て作業發展をして、より大ならしめんことを希望せざるを得ず。

○藥籠 (一一)

福岡 菊屋老龜

△義農作兵衛

或年、伊豫宇和島に大飢饉があつて、農民の餓死するもの日に相繼ぐの有様であつた、當時一升入りの袋に、皮を脱らない麥を一杯詰め込み、之を

枕として寝轉んで居る一人の百姓があつた、義殿作兵衛即ちその人である、彼は飢えて死せんとする斷末魔になつても、一粒でも喰はうとしない、餓死を免れんとする爲めには盜賊をも敢てするものある間に、彼が麥を枕にして餓死せんとするを怪んで、人之を質したとき、「來年になつて領内に許く種子がない、私は此一升の麥を喰うたところで、命が一月も延びるものではない、種子さへ殘して置けば來年になつて皆が難義せぬ、私は死んでもこの種子丈は殘して置きたい」といひ、終にその袋を枕にして餓死した、

△道德意識の發達順序

幼兒時代即ち幼稚園に通ふ頃の道德は、習慣——例へば晝過ぎにお菓子をやると、其翌日も欲しいといひ出す、此時代には善良なる習慣をつける、而して之を固く守らせるやうにする事が大切である、次は少年少女時代、即ち七歳より十五歳までの小學校時代、此時は規律が道德となつてゐる、

には一向眼に立たなかつた婦人が、何時の間にか非常に美人に見えて來る、船中何人も皆それを見、女王の如くに敬慕して來るが、船が港について、彼女の權威は忽然として消滅して了ふ、それは男の多い船中で、他に比較する婦人のない爲めに自然と發生する一種の幻影に過ぎないのだ、

△批評

曉島氏の言に、五六の友人が火鉢を圍んで語合つてをる、誠に兄弟の如くである、其中の一人が用事があつて先に其場を去ると、跡ですぐ批評が始まる、悪口をする、其中に交つて居つた自分は淺間敷い事に思ひ、自分も此處を去るとすぐ悪口されるのであらうと思ふと、身振ひがする程恐ろしいと、

△馬に説法

久留米に源兵衛？といふ農夫があつて眞宗の篤信家であつた、其噂を聞いた福岡師範の教諭譽田豊吉氏が、地方講習會の序を以て訪問した、源兵衛

次は青年時代即ち中學校高等女學校以上で、二十歳位まであるが、此頃は良心が道德意識の根柢をなすもので、自律的道德が此時代に發達して來る、

△敬一串

靜坐中物に接するの工夫を忘るゝ勿れ、即ち是れ敬、物に接するの時靜坐の意志を失ふ勿れ、亦是れ敬、唯敬動靜を一串す、(佐藤一齋)

△自然の恩

自然の恩に二つの區別がある、一は自然の恩惠無盡藏なるもの、太陽、空氣、鹽等の如きもの即ちこれである、一は自然の恩惠有限なるもの、是に亦二つある、一はやり方一つで有限とも無限ともなるもの、即ち土地の力の如きものこれである、一は絶対に有限なるもの、即ち礦物の如きものこれである、

△船中の美人

或海員の話に、長途航海の船客中に、乗込んだ時

は裏の馬小屋で馬に秣を與へて居つたが、一心不亂になつて馬に話をして居る、「貴様も此世は畜生で、嘸殘念にあらう、次の世には必ず人間に生れて御法を聞けよ、いつまでも迷うて居つてはつまらんぞよ、自分が悟を開いたなら、一番にお前を濟度してやるぞ、馬の耳に念佛とはいふけれども少しは分るかや」といひ、念佛を稱へて居る、譽田教諭は之を見て、我知らず念佛して感歎して居る、その聲が源兵衛の耳に入つて、「貴様は念佛稱へたか」と驚いて腰を伸ばして見れば譽田氏が其處に立つて居る、それより種々信仰上の物語をなし、別るゝに臨み譽田氏は名刺の裏に、「同じ乳房の兄弟話、他人が聞いたらおかしかる、親が聞いたら嬉しかる」と書きつけた、

△呑氣

池大雅堂、大阪に行つた時、大和屋といふ商人がその暖簾に屋號を書いて呉れと頼んだ、そこで大雅堂は大和の二字を書いて、フト思ひ出したやう

に席を立ちて得れへか行つた、五六日の後又歸り來つて、先日大和の二字を書く内に吉野山の櫻を思出し、今頃は晝盛りならんと聯想しては行つて見たくてたまらず、すぐ様花見をして來た、残りの屋の一文字をこれから書かう、と筆を採つて書き終つた、

△不老の妙法

希臘人は昔から不老の術は常に智を磨くに在りと考へた、智を磨く精神、新らしき事を知る心懸あらば、たしかに活き／＼した若い氣分になつて居られる、それから又氣を若くするには若い人と交つて老人じみぬことだ、薩摩の國分煙草を保存するには、古葉の間に新葉を挿み入れて置くことださうだ、若々しい活氣は傳染的のものである、

△水源の親切

自分は是程まで思ふて居るのに、向ふはさう思はぬといふ事をよくきく、水は高い所から引いておくと高い所まで上る、噴水を拵へるには高い所か

ら水を引いてくると其高さまで上るが人情もその通りである、若し爰に分らぬものがあれど、氣の毒なものだと思遣る、するとあんなに私を思つて下さるかといふ具合に段々に上つてくるものである、所がそれがさうはいかぬ、此方では氣の毒なものだと思つても向ふに分らぬ、さうなると私がこんなにも思つてゐるのに向ふが思つてくれなはい、そんなら私も下ります、かう此方から下つては何にもならぬ、此方が下れば向ふも下る、無縁の大慈に至つてはそんな水臭いものではない、

△一寸高き人物

天龍寺の高僧橋本峨山師は、如何なる人物なりしかと問へるに對して、或人答へて曰く、峨山師は何人よりも僅に一寸高かりしのみ、子供と遊戯せば子供より一寸大、車夫と語れば車人より一寸大、星亨、伊藤博文と談せば又星、伊藤より一寸高きのみ、

通 信

○高知監獄十五年以上勤績

者表彰

本年一月一日拜賀式終了後高知監獄職員にして十五年以上勤勞ある者に對する表彰式を舉行し職員一同列席の上左の通り住江典獄より木杯壹組を添へ之を表彰せり

表彰者氏名

(十六年勤績)	看守部長	笠井鹿太郎
(二十年同)	同勤七等	岡崎 練志
(十七年同)	同勤七等	吉村丑太郎
(三十二年同)	看守	葛岡 繁馬
(二十三年同)	同	中村喜三太
(十六年同)	同	竹内 正信
(十五年同)	同	島崎 晴海

通

(十六年同)	雇	志和八十彦
(二十五年同)	同	眞島 清海
(二十八年同)	同	氏原 鹿吉
(二十二年同)	同	濱地 虎壽
(十六年同)	同	緒方友治郎
(二十五年同)	小 使	川崎 直利

△表彰 狀

奉職以來十有何年ノ久シキ一日ノ如ク専心職務ニ忠實勤勉決シテ他ヲ顧ミス以テ今日ニ至ル洵ニ其效勞多大ナリト確認ス仍テ茲ニ職員一同相謀リ木杯壹組ヲ贈リ之ヲ表彰ス

大正九年一月一日

高知監獄職員總代
典獄正六位勤六等 住江 敬義

彙報

○逃走受刑者逮捕 昨年五月二十九日福岡監獄久留米分監を破獄逃走せる窃盜逃走懲役十二年窃盜懲役八年五月八日河野京平四七は其後同監職員始め近郷各警察署及警視廳等極力其所在捜査に努めたるも其踪跡を得ざりしが同年十二月五日長崎縣長崎警察署に於て窃盜犯として逮捕取調中の旨同監へ通報ありたる由

○逃走被告人逮捕 昨年六月十八日廣島監獄三次分監を破獄逃走して其後杳として其所在不明なりし窃盜被告人中失三助は今回大阪府若松警察署の手に逮捕せられ十二月一日尾道分監に收監せり

○被告人逃走逮捕 神戸監獄洲本出張所拘禁窃盜被告人平井隆雄(二二)は昨年十二月十七日洲本出張所工事殘部なる官舎工事の爲め受刑者が監外に出て就業中なるに依り戒護看守三名は之が戒護に任じ兼官舎裏庭に運動中なりし被告人の戒護をなし居たるが同人は午後零時二十分頃看守の視線を脱したるを奇貨とし逃走を企て難所監裏に逃走せる際看守之に氣付き直に追跡せるも同人は外國圍中に五寸長六尺の板を立掛け之を踰越逃走せり看守部長此報告に接し直に追跡したるも踪跡を失したれば職員を心當り

の向へ急派し一方熊本警察署へも應援を求め極力捜査の結果同日午後五時頃洲本警察署員に手へ逮捕せられたり

○受刑者傷害 甲府監獄在監受刑者窃盜懲役五年神野謙二郎(三二)は大正七年五月中葉嶋監獄より移監以來犯則行為なく昨年五月賞表一個を附與せられたるものなるが曾て同一監房に拘禁せられ居りし窃盜懲役三年中谷益太郎(三三)と異常の親密關係あり先頃分房に拘禁されて以來謙二郎は益太郎に對し稍々疾視の氣味ありしが十二月三日午前六時半頃工場出役の爲め檢身の際兩人相見えたる際謙二郎が窃に卑俚の言を弄したるを益太郎が憤然として罵倒せるを含みて工場に出役したるが謙二郎は憤懣遺る方なく作業用小銃を携へて突然益太郎の身邊に迫り背後より益太郎に射付けたれば附近に就業し居たる他因二名仲間を射付たるに仲間者にも微傷を負はずに至り尙も益太郎に射付けんせしも戒護看守聽付り漸くにして取鎮めたり

○被告人縊死 東京監獄八王子分監拘禁強盜殺人被告人吉川太三郎(八二)は昨年十二月二日午前零時五十分頃戒護看守の隙を窺ひ居房に於て自己の兵兒帶に手拭纏ひ懸り之を繋合せ監房窓硝子戸二枚を中央に引寄せ其下部に通過して頭部に巻付絞首垂下せるを同一時に至りて發見し監獄醫以下馳付應急手當を施したるも蘇生するに至らず原因は例に依り老年にして前途を悲觀せるものらし

○監獄出張所新設 其後新設せられたる出

張所左の如し

出張所名 所在地 事務開始年月日
札幌監獄岩見澤出張所 北海道空知郡岩見澤町 大正八年十月
二條東四丁目八番地 二月五日

叙任

任典獄 敘高等官六等 典獄補(大 阪) 柏木 幸 平
七級俸下賜 青森監獄勤務ヲ命ス
任典獄補 敘高等官八等 看守長(靜 岡) 福村太三郎
七級俸下賜 長野監獄松本分監長ヲ命ス
任典獄補 敘高等官八等 看守長(札 幌) 藤 居 盧
七級俸下賜 神戸監獄勤務ヲ命ス
横濱監獄勤務ヲ命ス 典獄(德 島) 大月義平二
德島監獄勤務ヲ命ス 典獄(青 森) 島田鏡太郎
名古屋監獄勤務ヲ命ス 典獄補(神 戸) 國 權 一
四級俸下賜
廣島監獄勤務ヲ命ス 典獄補(松本分監長) 齋藤 徳 衛
五級俸下賜
大阪監獄勤務ヲ命ス 典獄補(廣 島) 安 東 福 男
六級俸下賜

監獄醫ヲ命ス 秋田監獄監獄醫 佐藤 作 治 郎
八級俸下賜 秋田監獄勤務ヲ命ス
監獄醫ヲ命ス 巢鴨監獄監獄醫 芥、川 誠
八級俸下賜 巢鴨監獄勤務ヲ命ス
教諭師ヲ命ス 甲府監獄教諭師 日 下 智 性
十級俸下賜 甲府監獄勤務ヲ命ス
給八級俸依願免官

(各 遷)

看守長(和歌山) 増田 楠 藏
看守長(金 澤) 石 淵 常 治 郎
看守長(山 口) 宮 重 彦 助
看守長(岡 山) 愛 甲 長 藏
看守長(甲 府) 小 宅 啓 三 郎
看守長(德 島) 足 立 豊
看守長(長 崎) 戸 田 作 造
看守長(大 阪) 杉 本 虎 吉
看守長(鹿兒島) 中 島 新 吉
看守長(福 岡) 山 本 龍 起
看守長(新 潟) 渡 部 誠 一 郎
看守長(東 叻) 里 誠 一
看守長(三 池) 永 吉 廣 太 郎
看守長(山 口) 曲 淵 半 三 郎
看守長(長 崎) 岡 田 文 藏

(各通)

給六級俸

看守長(福島) 伊藤新三郎
 看守長(京都) 川添敬三
 監獄通譯(長崎) 高橋元吉
 看守長(山形) 渡邊順次郎
 看守長(網走) 坪井菊之助
 看守長(岡山) 室井安太郎
 看守長(松山) 中村信

給七級俸

(各通)

給七級俸
奈良監獄勤務ヲ命ス

(各通)

看守長(熊本) 延原簡一
 看守長(新潟) 吉田唯彌
 看守長(横濱) 白崎多藏
 看守長(青森) 西村重五郎
 看守長(前橋) 福島磯太郎
 看守長(前橋) 高田利八郎
 看守長(前橋) 石井俊三郎
 看守長(鹿所) 石川亥之松
 看守長(網走) 田中福治
 看守長(山口) 森永義郎
 看守長(千葉) 藥川兵治
 看守長(横濱) 瀬藤義三
 看守長(集鴨) 大場正雄

叙

任

月俸廿八圓給與

(各通)

看守長(安濃津) 藪輪市太郎
 看守長(長野) 荻澤雅雄
 看守長(和歌山) 内田徳三郎
 看守長(京都) 山本勝
 看守長(山口) 渡邊元太郎
 看守長(大阪) 守田千松
 看守長(宮城) 都筑正繁
 看守長(宮城) 二瓶伊七
 看守長(京都) 久恒忠治郎
 看守長(青森) 岡山喜代太郎
 看守長(廣島) 小川新右衛門
 看守長(三池) 藤吉龜次郎
 看守長(小笠) 岡見敷馬
 看守長(横濱) 中村利義
 看守長(新潟) 梅津幸市
 看守長(豐多摩) 松田正壽
 看守長(松山) 栗田貫道
 看守長(水戸) 横山豊治
 看守長(水戸) 西郷民吉
 看守長(名古屋) 小林一耶
 看守長(十勝) 飯泉米藏

給八級俸

看守長(熊本) 太田彦治
 看守長(松江) 吉田萬吉
 看守長(宇都宮) 卜部基
 看守長(松江) 佐々木忠之助
 看守長(宮崎) 古賀大藏
 看守長(廣島) 近藤眞三郎
 看守長(大阪) 齋藤信一
 看守長(新潟) 福島三治
 看守長(福岡) 武藤勝次
 看守長(福島) 石澤信治
 看守長(山形) 松野八藏
 看守長(長野) 枇杷橋喜一
 看守長(前橋) 宮下啓助
 看守長(東京) 野手甚之助
 看守長(東京) 上田茂登治
 看守長(德島) 箕村弟三
 看守長(宮城) 關直衛
 看守長(十勝) 喜多義一
 看守長(神戶) 平多修司
 看守長(神戶) 井上松太郎
 看守長(三池) 松木千代吉

(各通)

月俸卅三圓給與

看守長(神戶) 鴨馬作治郎
 看守長(三池) 寺島太作
 看守長(廣島) 石井文太郎
 看守長(金澤) 宮喜一郎
 看守長(水戸) 山本作藏
 看守長(水戸) 宮古友治
 看守長(岐阜) 山口吉平
 看守長(奈良) 森本岩松
 看守長(長野) 境外治郎
 看守長(十勝) 三浦龜助
 看守長(豐多摩) 生田一雄
 看守長(山口) 林鼎三
 看守長(勝所) 森口藤松
 看守長(和歌山) 小林利吉
 看守長(岐阜) 矢島仲次郎
 看守長(岡山) 是松角太
 看守長(大阪) 林秀俊
 看守長(福岡) 向野十介
 看守長(福岡) 清水徳二郎
 看守長(勝所) 宇田象三
 看守長(金澤) 金子典

(各通)

看守長(旭川) 橋井吉治
 看守長(福島) 齋藤文藏
 看守長(名古屋) 高木銀重
 看守長(千葉) 小館房吉
 看守長(鹿児島) 田中重四郎
 看守長(三池) 蒲池弘
 看守長(大分) 古賀熊彦
 看守長(山形) 野崎辰雄
 看守長(山形) 宮城要治郎
 看守長(甲府) 伊藤祐之
 看守長(山口) 内田鹿一
 看守長(松江) 木下榮樹
 看守長(岐阜) 年未孔胤
 看守長(神戶) 多田羅喜平
 看守長(京都) 高梨菊若
 看守長(福岡) 北岡重民
 看守長(名古屋) 宮下佰
 看守長(水戸) 梶岡禮治郎
 看守長(長野) 長谷川源作
 看守長(盛岡) 赤林市郎
 看守長(岐阜) 大山喜藏

叙

任

(一六)

給九級俸

看守長(秋田) 根田兼治
 看守長(大阪) 前田孫代
 看守長(安瀧津) 井關鈴生
 看守長(網走) 小泉強
 看守長(大阪) 三宅定男
 看守長(佐賀) 福岡常一
 看守長(金澤) 須田安太郎
 看守長(名古屋) 榎本連雄
 看守長(宮城) 阿部年吉
 看守長(名古屋) 阿部清市
 看守長(金澤) 高橋健
 看守長(安瀧津) 上山喜一
 看守長(岡山) 宇津木長
 看守長(宇都宮) 佐藤吉郎
 看守長(高知) 公文勇
 看守長(和歌山) 森田朋行
 看守長(青森) 鈴木文之助
 看守長(松山) 關谷源太郎
 看守長(甲府) 鍵山俊治
 看守長(静岡) 金木宣吉
 看守長(豊多摩) 小澤義胤

(各通)

月俸廿八圓給與
 給十級俸
 給十級俸(死亡)
 業囃監勤務ヲ命ス
 給十級俸

看守長(十勝) 瀬戸仙助
 看守長(静岡) 菊池卯吉
 看守長(東京) 佐藤榮吉
 看守長(奈良) 仁科正次
 看守長(神戶) 佐藤彌市郎
 看守長(浦和) 半澤元三郎
 看守長(長野) 渡邊清次
 看守長(甲府) 山田榮次郎
 看守長(長野) 夏目善太郎
 看守長(東京) 多治比宗興
 看守長(新潟) 長谷川清次
 看守長(宮崎) 渡部瑛太
 看守長(沖繩) 徳田安温
 看守長(札幌) 後藤孝治
 看守長(廣島) 鈴木與一
 看守長(高松) 藤澤清
 看守長(大阪) 中川雄治
 看守長(静岡) 渡邊清三郎
 看守長(神戶) 阿波速木秀
 看守長(奈良) 大原茂夫
 看守長(宮崎) 下川彌八

謹賀新年

大正九年

一月元旦

監獄協會

原敬 谷田三郎 松井和義 辻敬助 有馬四郎助 坪井直彦 野口謹造 鈴木信彌 北島良吉

敘正七位	依願免本官	七級俸下賜	東京監獄勤務ヲ命ス	從六位勳六等	伊藤孝之
給七級俸	(死亡)	依願免本官	監獄醫(網走)	渡邊善作	
叙正七位		從七位勳六等(旭川)	看守長(岐阜)	森島柳太郎	
叙正七位		從七位(東京)	看守長(和歌山)	岡本榮作	
叙正七位		從七位(靜岡)	看守長(和歌山)	藤井惠照	
叙正七位		依七位(神戶)	看守長(和歌山)	小池博道	
叙從七位		正八位(十勝)	看守長(和歌山)	藤居神通	
叙從七位		正八位(鹿兒島)	看守長(和歌山)	湯口溫雅	
叙從七位		正八位(高松)	看守長(和歌山)	有村國良	
叙從七位		正八位(大分)	看守長(和歌山)	能富祐昭	
叙從七位		正八位(三池)	看守長(和歌山)	前田俊雄	
叙從七位		(秋田)	看守長(和歌山)	渡邊圓流	
任看守長		岐阜監獄看守	看守長(和歌山)	白木浩吉	
月俸廿八圓給與岐阜監獄勤務ヲ命ス		看守長(和歌山)	看守長(和歌山)	山東	
奈良監獄勤務ヲ命ス		看守長(和歌山)	看守長(和歌山)	織田信行	
叙正七位		看守長(和歌山)	看守長(和歌山)	織田信行	

叙正八位

會報

○名刺交換會

一月一日正午より恒例に依り本會内に於て名刺交換會を開催す定刻を以て來會する者都下四監獄職員並に協會員等五十餘名なりき、席定るや谷田局長の發聲にて恭しく、兩陛下の萬歳を三唱し更に新年の所感に付同局長の有益なる談話あり終て祝宴に移り各自に改年の壽詞を交換し和氣霽々裡に十二分の歡を盡し午後二時過散會せり。

○本會地方部長囑託

本會は今回左の通本會各地方部長を囑託せり
 横濱地方部長 大月義平二
 德島地方部長 島田鐵太郎
 青森地方部長 柏木幸平

典獄補(東京) 淺野芳雄

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正九年二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼
編輯人
東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
北島良吉

印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所
東京市麴町區有樂町二丁目一番地
報文社

發行所
東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番
監獄協會

賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院